

にかほ市  
子どもの貧困対策推進計画

---

平成31年3月策定  
(令和6年3月変更)

に か ほ 市

# 目 次

---

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の目的	3
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
第2章 子どもの貧困の現状と課題	4
1. わが国の子どもの貧困の状況	4
2. にかほ市における子どもを取り巻く状況	6
(1) 子どもの人口の推移	6
(2) 生活保護世帯の推移	7
(3) 就学援助受給者の推移	7
(4) ひとり親世帯の推移	8
(5) 児童扶養手当受給者の推移	8
3. 子どもの貧困に関する現状（ひとり親家庭アンケート結果から）	9
(1) 貧困世帯の状況	10
(2) 子どもの生活に関する事項	13
(3) 子育てに関する困りごと	17
(4) 親の悩みに関する事項	22
(5) 分析と課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 計画の基本理念	28
2. 計画の目指す方向	28
3. 計画実現に向けて取り組む重点項目	28
4. 施策体系	29
・秋田県の施策体系	
・にかほ市の施策体系	

第4章 施策の展開 .....	34
重点項目（1）教育の支援 .....	34
①学校をプラットフォームとした総合的な支援	
小人数学習推進事業、スクールカウンセラーの配置、	
生活・学習サポート支援員の配置、夏休み学習会の実施、夏休み理科自由研究講座	
②幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	
子どものための教育・保育給付支援事業、地域子ども・子育て支援事業	
③就学支援の推進	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業、就学援助、特別支援教育就労奨励費	
教育支援委員会、園訪問の実施、奨学金貸与、奨学金返還助成	
④生活困窮世帯等への学習支援	
放課後子ども教室、居場所の確保	
重点項目（2）生活の支援 .....	35
①保護者の生活支援	
母子家庭等日常生活支援事業、生活困窮者自立支援事業	
ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業、母子生活支援施設入所費、福祉医療制度	
②子育てに関わる支援	
地域子ども子育て支援事業、すこやか子育て支援事業	
③その他生活支援	
すこやか療育支援事業、母子家庭等就業・自立支援事業、居場所の確保	
キャリア教育事業、企業とのふれあい事業	
重点項目（3）保護者に対する就労の支援 .....	37
①就労に関する相談・情報提供	
母子家庭等就業・自立支援事業	
②資格・技能取得に向けた支援	
高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業	
③ひとり親就職者雇用促進事業、生活困窮者自立支援事業	
重点項目（4）経済的な支援 .....	37
①各種手当等の支給	
児童扶養手当、生活保護	
②資金の貸付等	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
第5章 計画の推進体制 .....	39
1. 計画の推進体制 .....	39
2. 計画の進捗管理 .....	39

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の目的

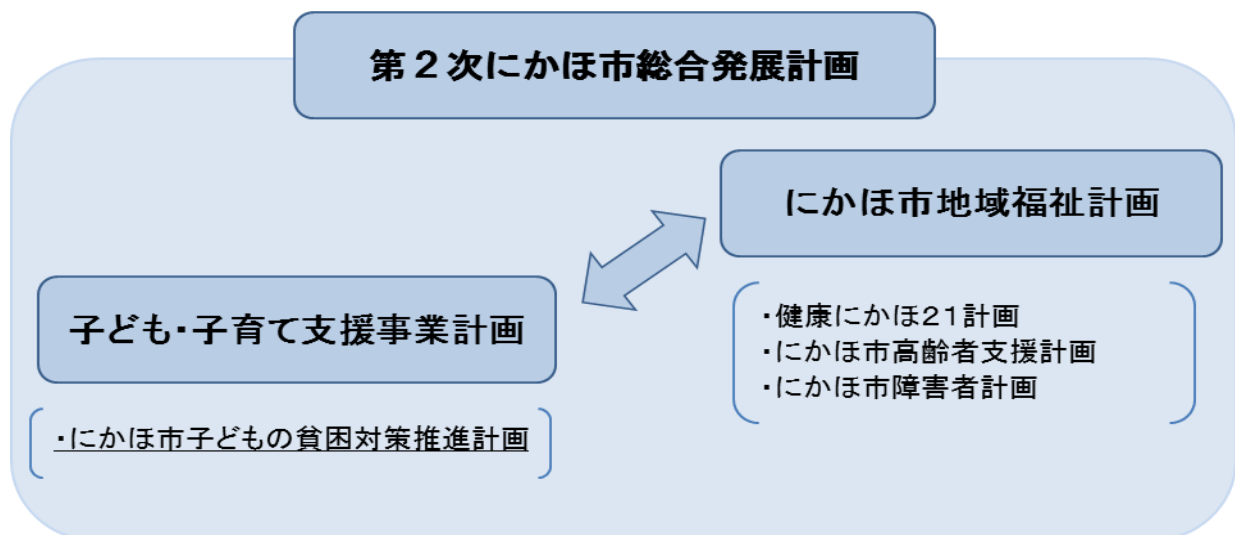
近年、わが国は少子高齢社会や人口減少社会へ突入し、深刻な社会状況、経済状況の悪化を背景に子育て世代の所得減少が子どもの貧困を巻き起こし、虐待やひきこもり等社会的孤立の拡大が進み、複雑・多様化した新たな社会問題として、子どもの貧困対策が課題となっています。

こうした中、本市では、子どもと子育て家庭を地域で見守り、支援していくことを重要なテーマとして策定した「子ども・子育て支援事業計画」を進めているところであります。しかしながら、家庭の経済的な事情により生活上の諸問題を抱えていたり、進学や就労の選択肢が狭められ、夢や希望をあきらめざるを得ない状況にいる子どもたちがいることから、貧困問題を抱える子どもたちの状況を出来る限り早期に把握し、問題が深刻化する前に関係部署が連携し適切な支援につなげていくことが重要となっています。

このことから、貧困を背景とした親から子への貧困の連鎖を断ち切り、負の社会的相続を補完し、子育て家族を地域全体で支え、子育て支援の量と質を改善し、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障することで、それぞれの生き方を選択、実現できるよう、子どもの最善の利益を実現することを目的として「にかほ市子どもの貧困対策推進計画」を策定します。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、「第2次にかほ市総合発展計画」のもと「にかほ市地域福祉計画」「にかほ市子ども・子育て支援事業計画」等各種計画や国、県の計画と整合性を図り、施策を推進します。



### 3. 計画の期間

計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度改正などが予想されるため、計画管理の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを図るものとします。

令和5年4月1日にこども基本法が施行となり、こども施策に関する基本的な方針、重要事項が令和5年12月22日に策定された「こども大綱」に一元化されたため、にかほ市では子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策推進計画を一体的に推進するため、計画期間を1年間延長します。

## 第2章 子どもの貧困の現状と課題

### 1. わが国の子どもの貧困の状況

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、わが国における平成27年の相対的貧困率は15.6%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合（＝「子どもの貧困率」）は13.9%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち大人1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、ひとり親世帯などで子どもを養育している家庭が特に生活に困窮している状況にあります。

#### 貧困率の推移

（単位：％）

	H12	H15	H18	H21	H24	H27
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が1人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が2人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円	245万円
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

出典 国民生活基礎調査（厚生労働省）

#### 用語の定義

##### ① 相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいう。

##### ② 貧困線

等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

##### ③ 等価可処分所得

世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得で、所得のない17歳未満の子ども等を含め全ての世帯員に割り当てられる。

##### ④ 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

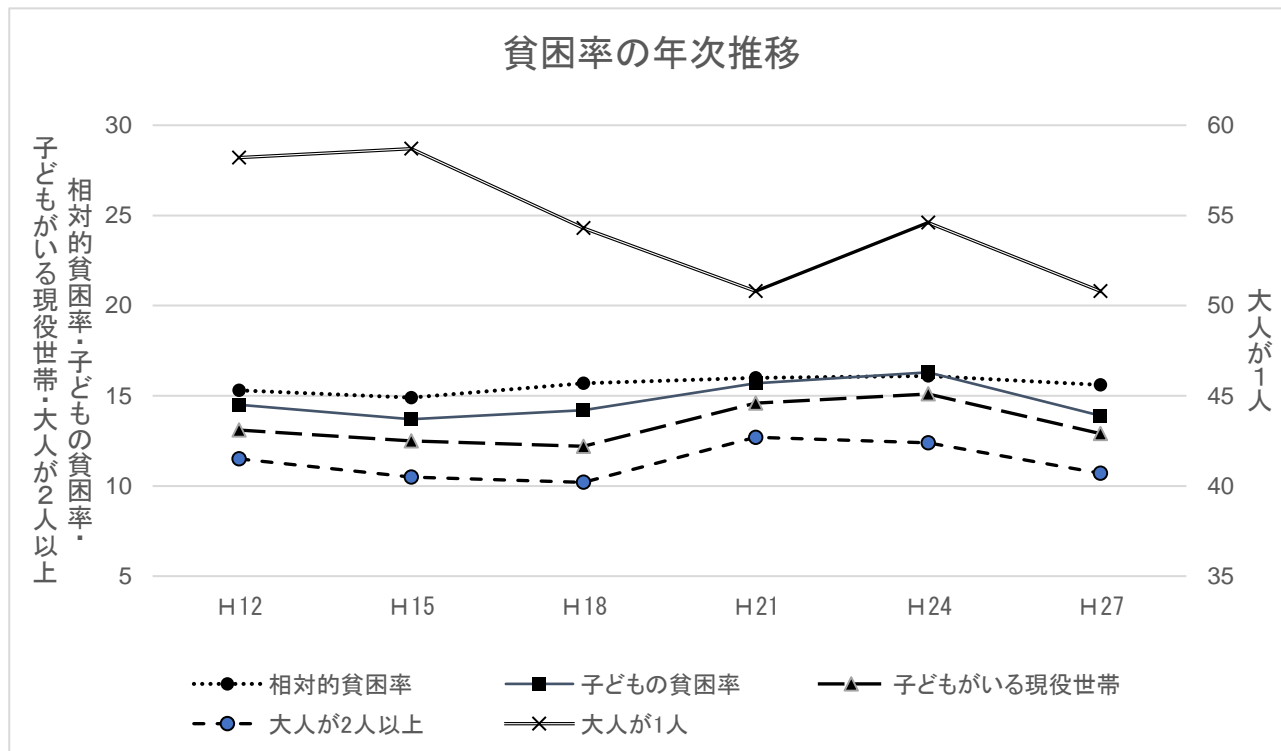
##### ⑤ 「大人が1人」の貧困率

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人1人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄姉など）も含まれる。

⑥ 「大人が2人以上」の貧困率

現役世帯のうち「大人が2人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。



## 2. にかほ市における子どもを取り巻く状況

### (1) 子どもの人口の推移

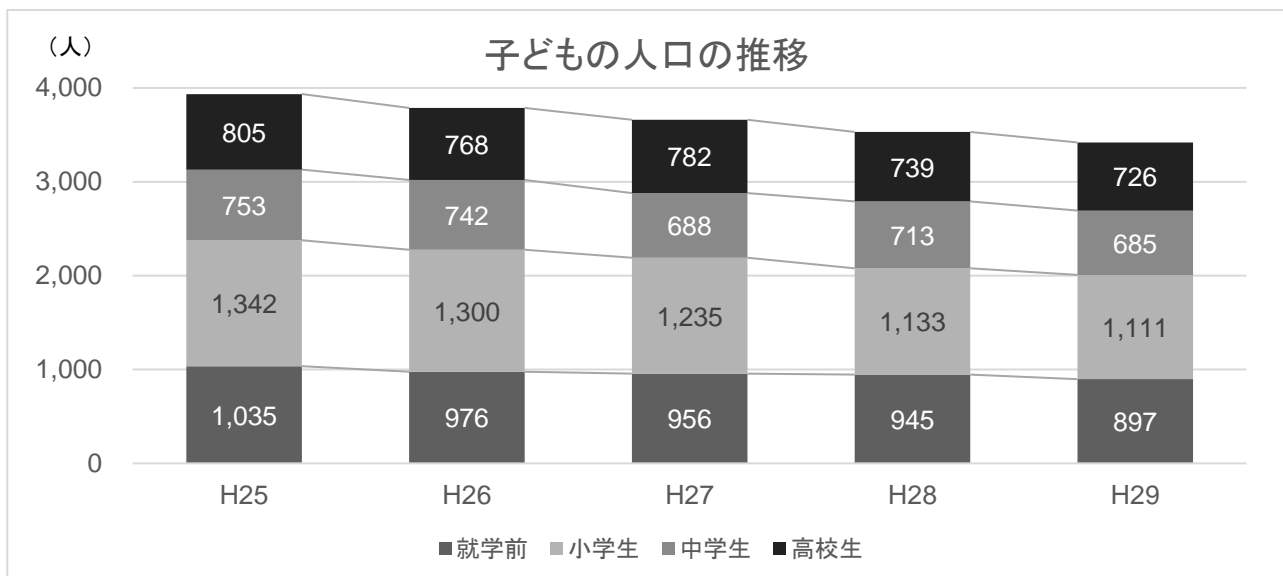
17歳以下の子どもの人口は、平成25年の3,935人から平成29年の3,419人と5年間で13.1%減少しています。各年代とも増加に転じた年はありません。

子どもの人口の推移（各年4月現在）

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29
就学前（0-5歳）	1,035	976	956	945	897
増減率	-	-5.7%	-2.0%	-1.2%	-5.1%
小学生（6-11歳）	1,342	1,300	1,235	1,133	1,111
増減率	-	-3.1%	-5.0%	-8.3%	-1.9%
中学生（12-14歳）	753	742	688	713	685
増減率	-	-1.5%	-7.3%	3.6%	-3.9%
高校生（15-17歳）	805	768	782	739	726
増減率	-	-4.6%	1.8%	-5.5%	-1.8%

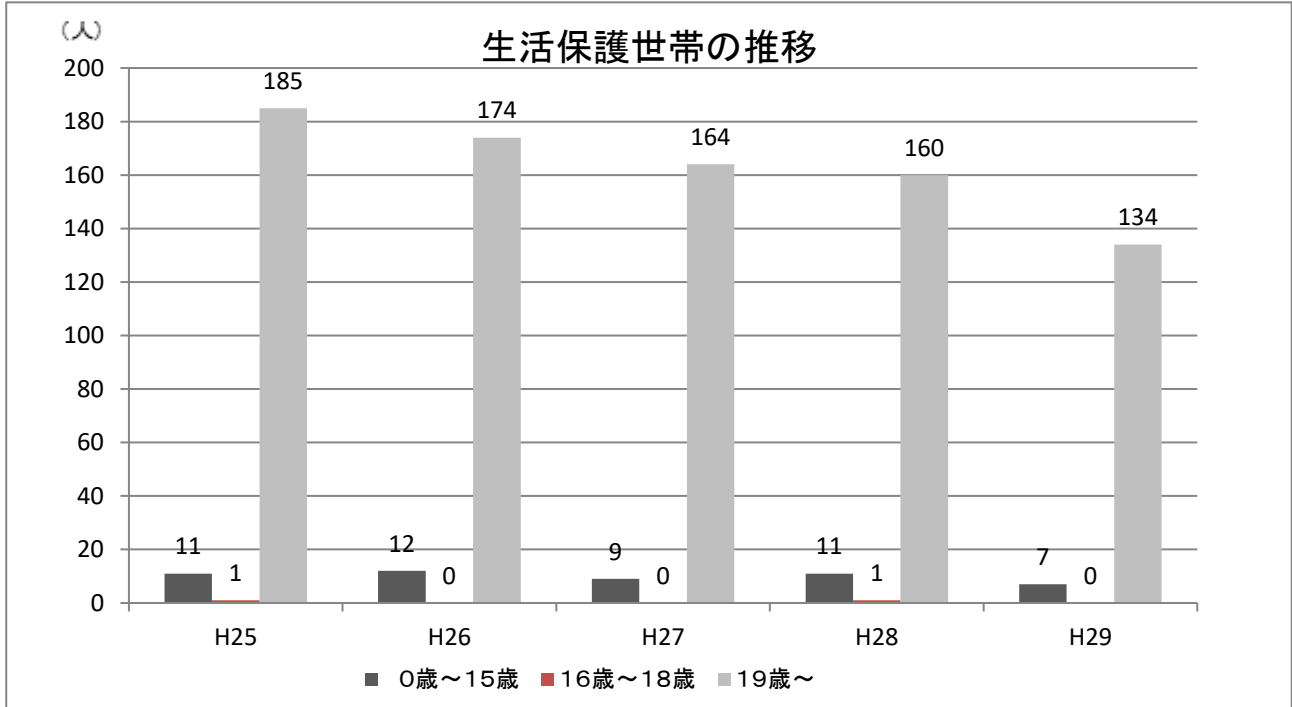
出典 にかほ市子育て支援課調べ



(2) 生活保護世帯の推移

生活保護受給者は減少傾向にあり、その内に占める0歳～18歳についても比例して減少しております。

各年度3月31日現在

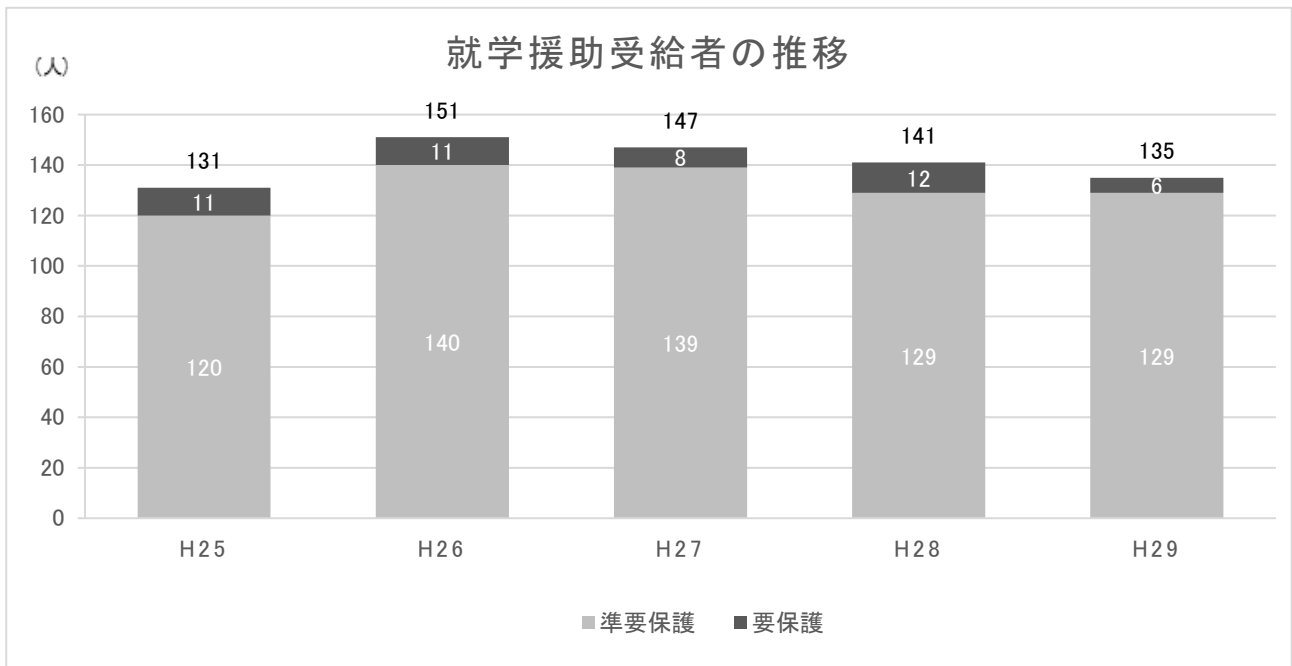


出典 にかほ市福祉課調べ

(3) 就学援助受給者の推移

就学援助の受給者は平成29年度で135人となっており、平成26年度以降減少しています。

各年度3月1日現在

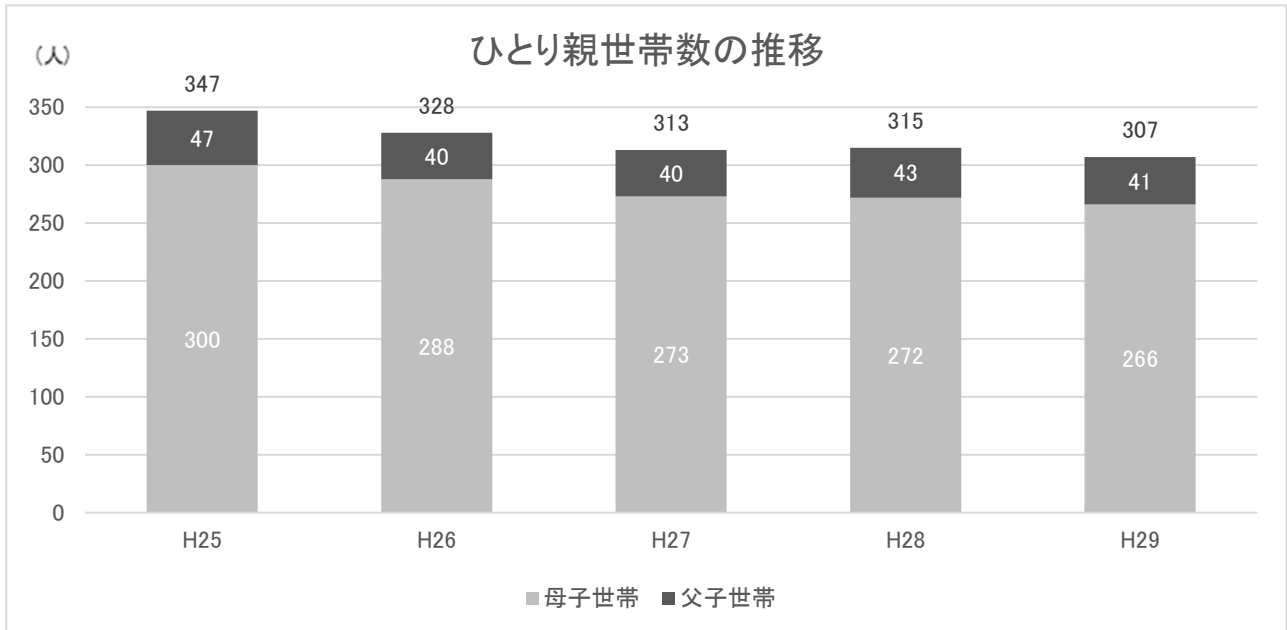




(4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移を見ると平成25年以降概ね減少傾向にあります。

各年度8月1日現在

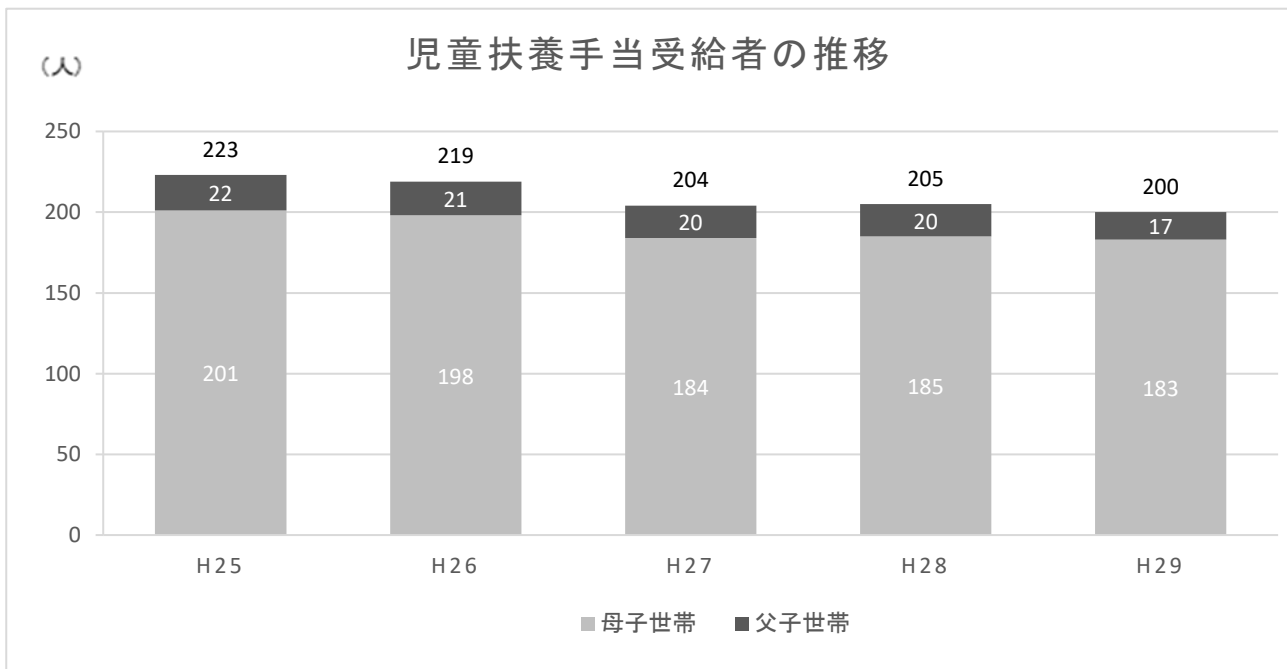


出典 にかほ市子育て支援課調べ

(5) 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当の受給者数は、平成29年度で200人となっていますが、平成27年度以降は横這い傾向にあります。

各年度8月1日現在



出典 にかほ市子育て支援課調べ

### 3. 子どもの貧困に関する現状（ひとり親家庭アンケート結果から）

#### 調査の概要

秋田県では全市町村のひとり親世帯等を対象に平成28年6月から8月にかけて「ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート」を郵送による無記名アンケート方式により行いました。

本書に記載されているアンケート結果は、県のアンケートのうちにかほ市内に居住するひとり親世帯等から回答があった分を集計したものであります。

#### 回答状況

アンケートの対象世帯、回答数、回答率は次のとおりです。

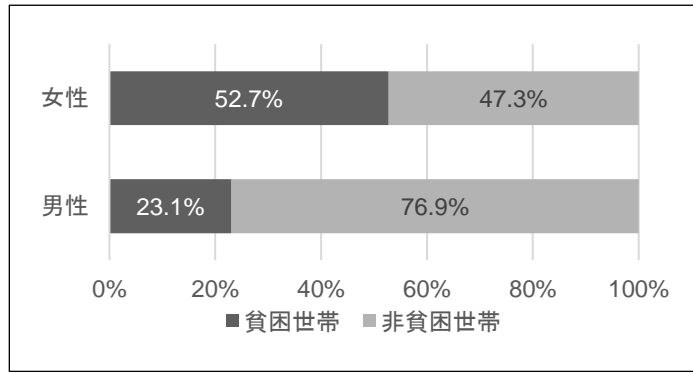
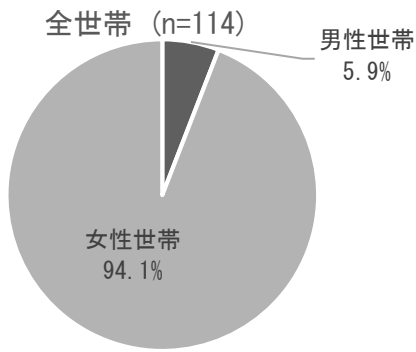
対象世帯数	回答世帯	回答率
313 世帯	114 世帯	36.4%

#### 貧困世帯について

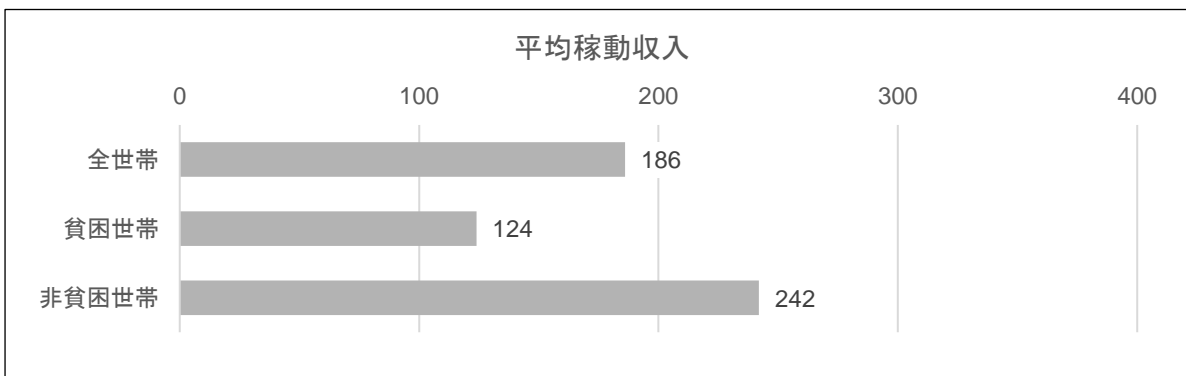
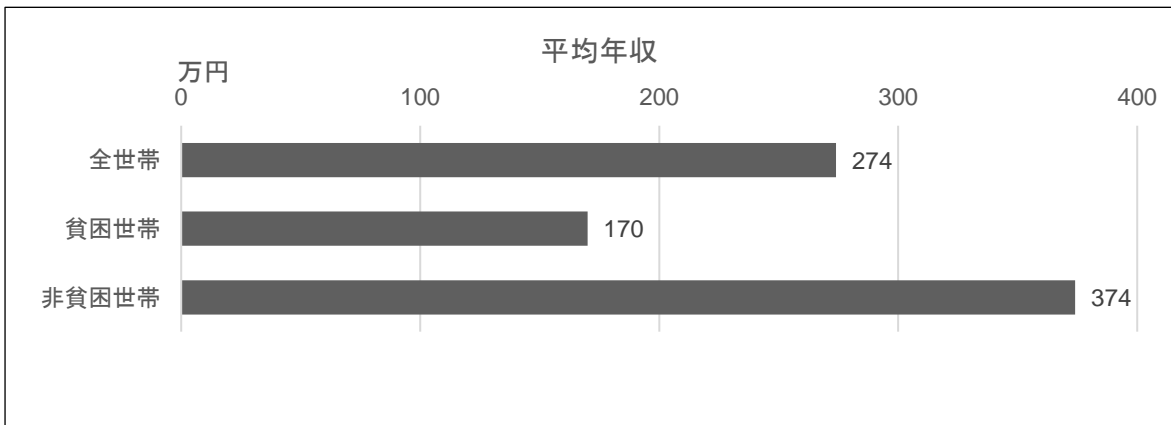
国民生活基礎調査の貧困線（平成24年：等価可処分所得122万円）を基準とし、貧困線未満の世帯を「貧困世帯」、貧困線以上の世帯を「非貧困世帯」としました。

(1) 貧困世帯の状況

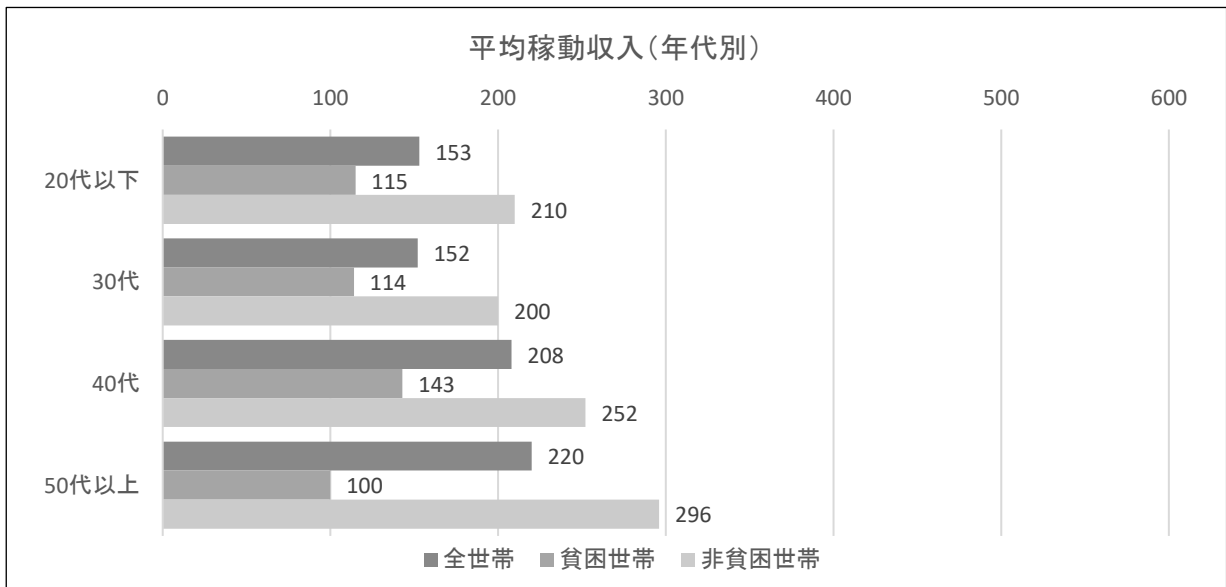
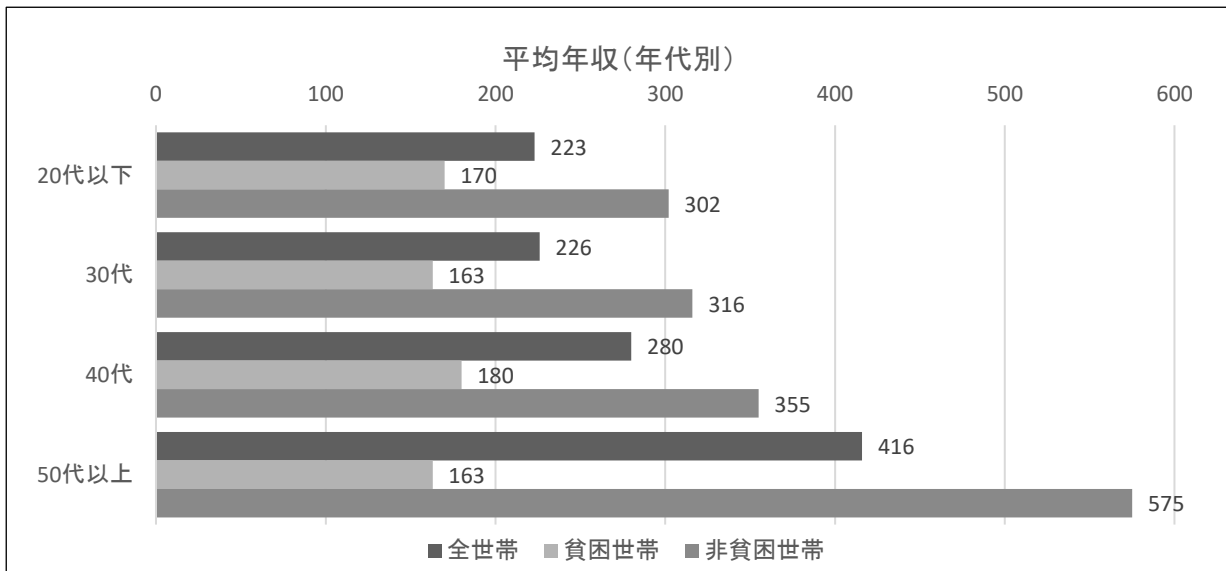
貧困家庭の占める割合は、世帯主等が男性世帯の場合23.1%に対して、女性の場合は52.7%となっています。



平均年収



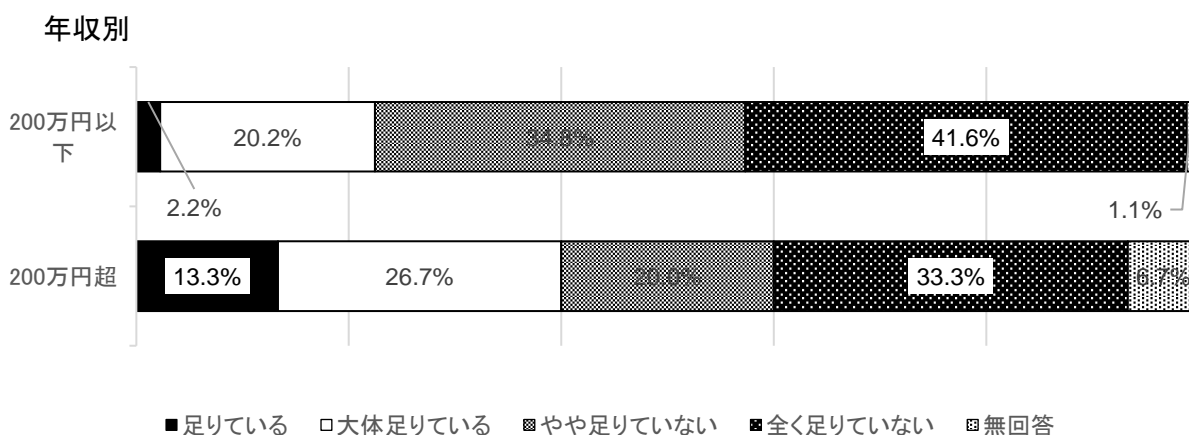
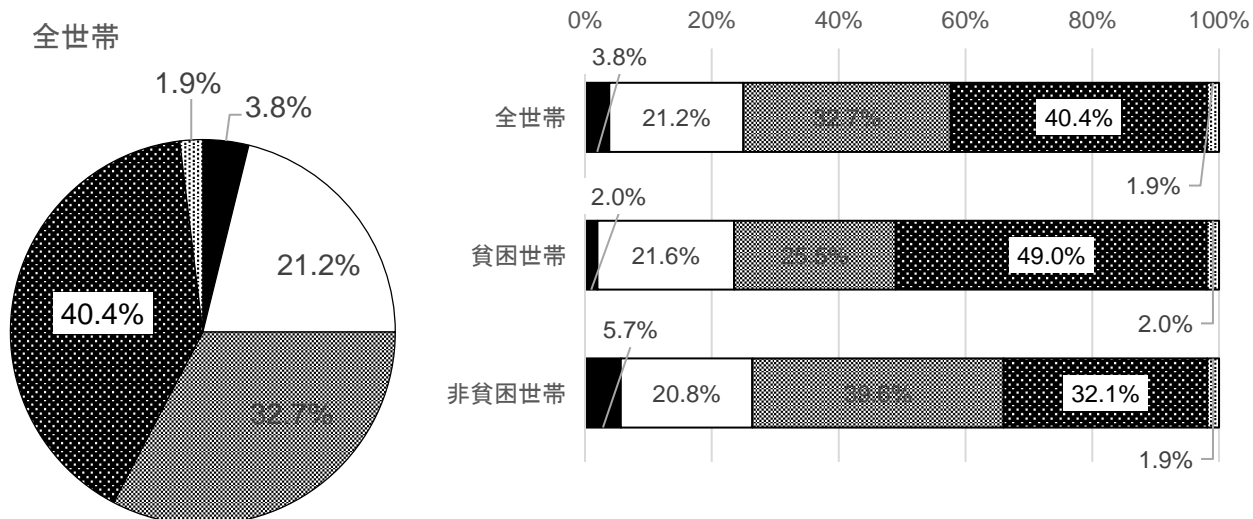
年代別の平均年収



## 収入に対する実感（等価可処分所得別満足度）

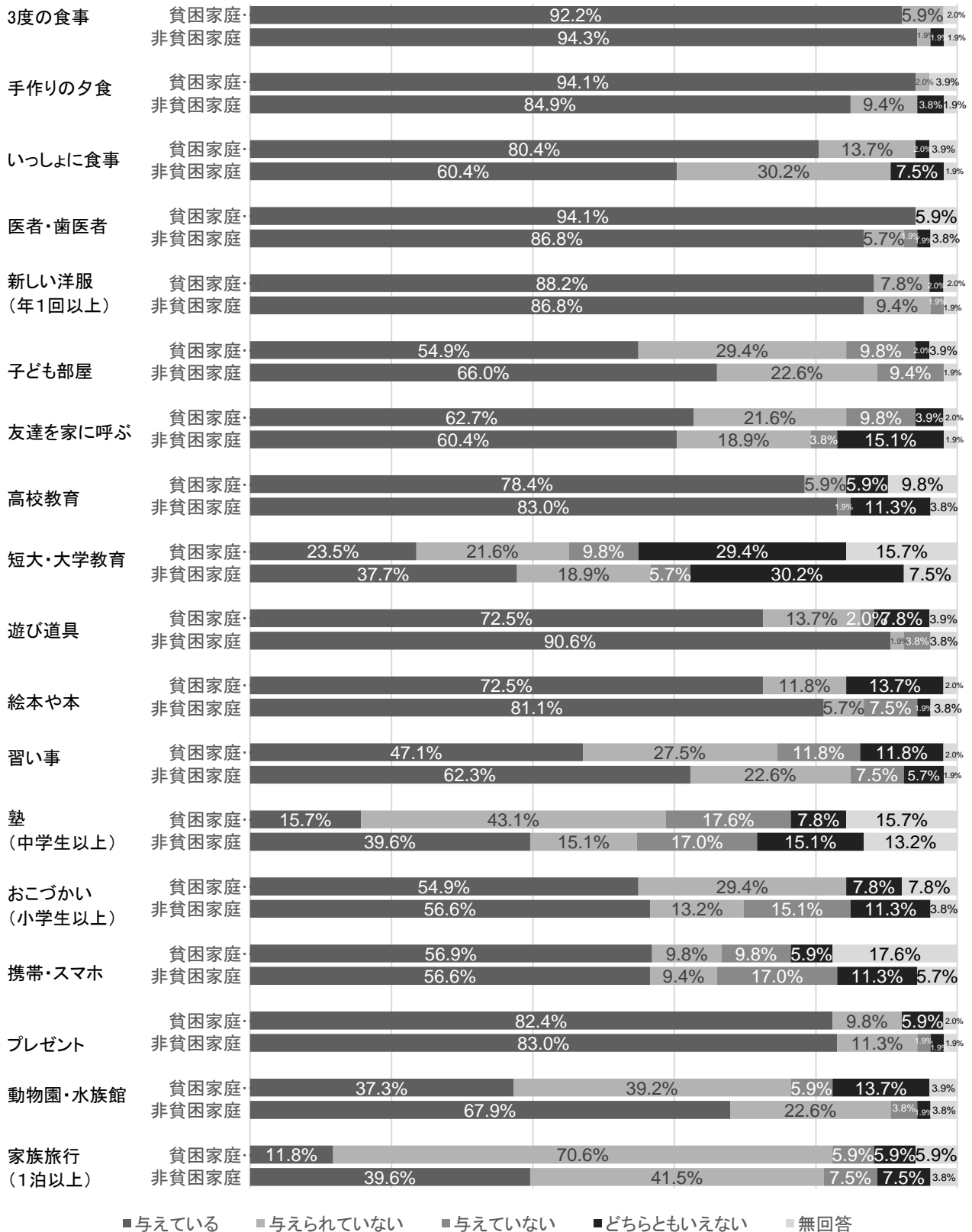
収入について「足りている」、「大体足りている」と答えた世帯は25%、「やや足りていない」、「足りていない」と答えた世帯は73.1%となっています。

「足りている」、「大体足りている」と答えた世帯は、貧困世帯では23.6%、非貧困世帯では26.5%と大きな違いはないが、年収別で見ると等価可処分所得が200万円以上では40%に対し、200万円以下では22.4%となっています。



(2) 子どもの生活に関する事項

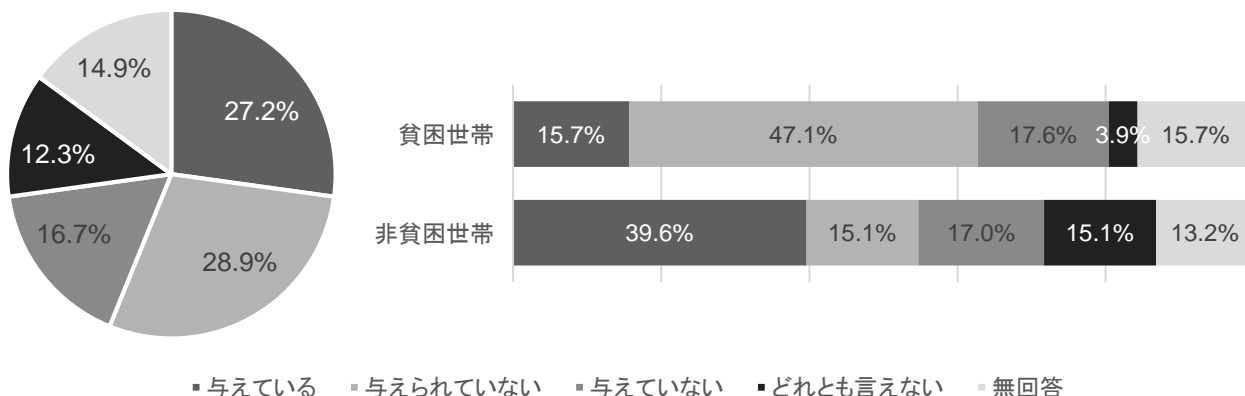
貧困世帯と非貧困世帯の「与えられていない」と回答した割合を比較すると、「1泊以上の旅行に行くこと（年に1回程度）」が29.1ポイント、「塾（中学生以上の子ども）」が28ポイント、「動物園・水族館に行くこと（年に1回程度）」が16.6ポイント、貧困世帯で高くなっています。



塾（中学生以上の子どもに）

「与えている」世帯は、全世帯の27.2%、貧困世帯の15.7%、非貧困世帯の39.6%となっており、貧困世帯と非貧困世帯で23.9ポイントの差があります。また、「与えられていない」世帯は、貧困世帯では47.1%であるのに対し、非貧困世帯では15.1%と32ポイントの差があります。

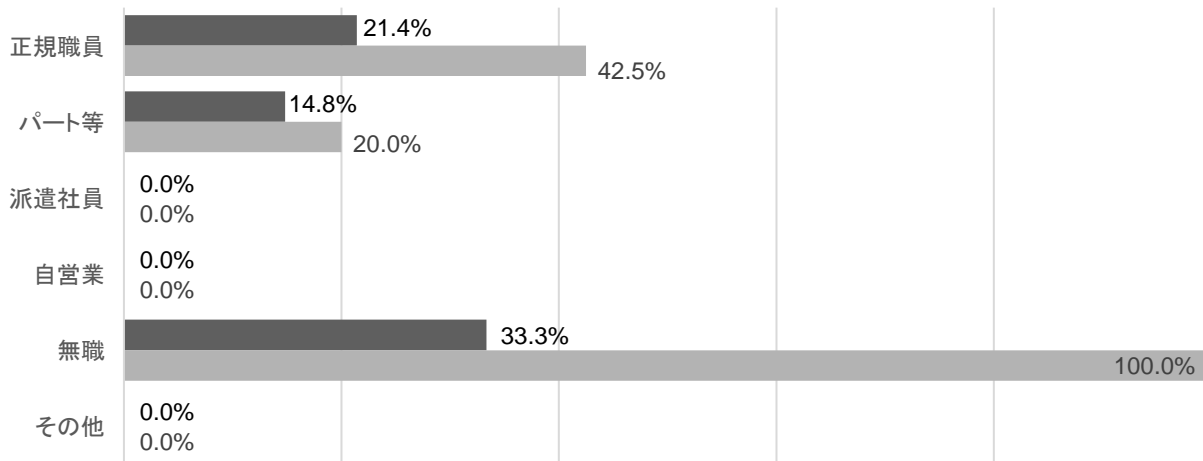
全世帯



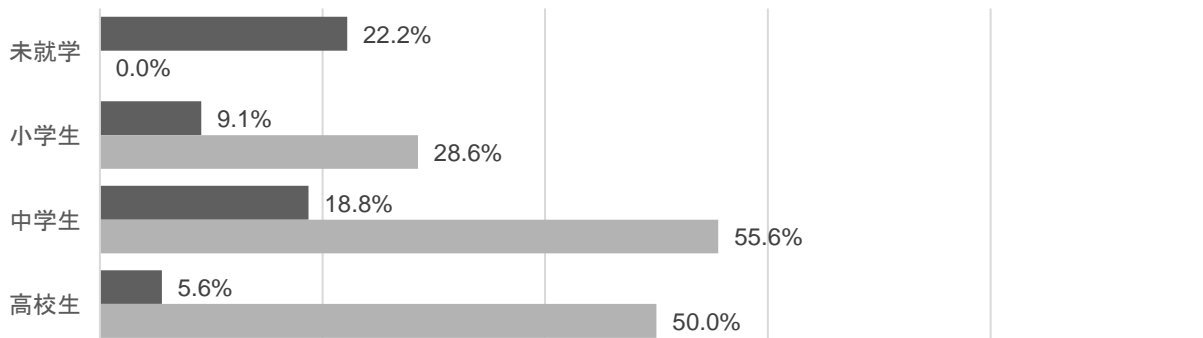
「与えている」の内訳

■ 貧困世帯 ■ 非貧困世帯

就業形態別

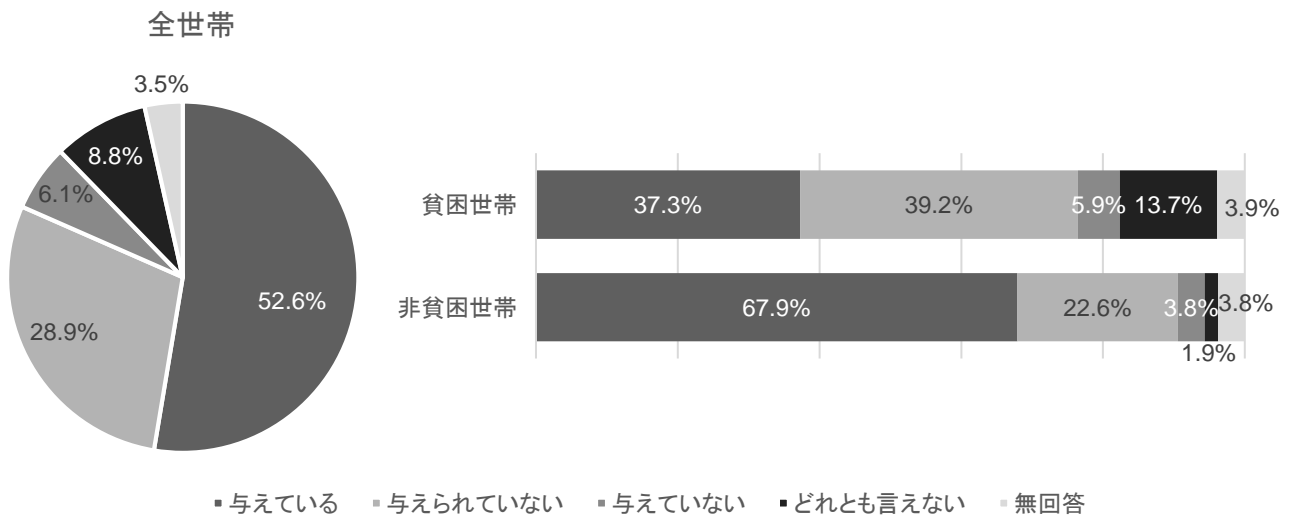


子どもの就学状況別



動物園や水族館に行くこと（年1回程度）

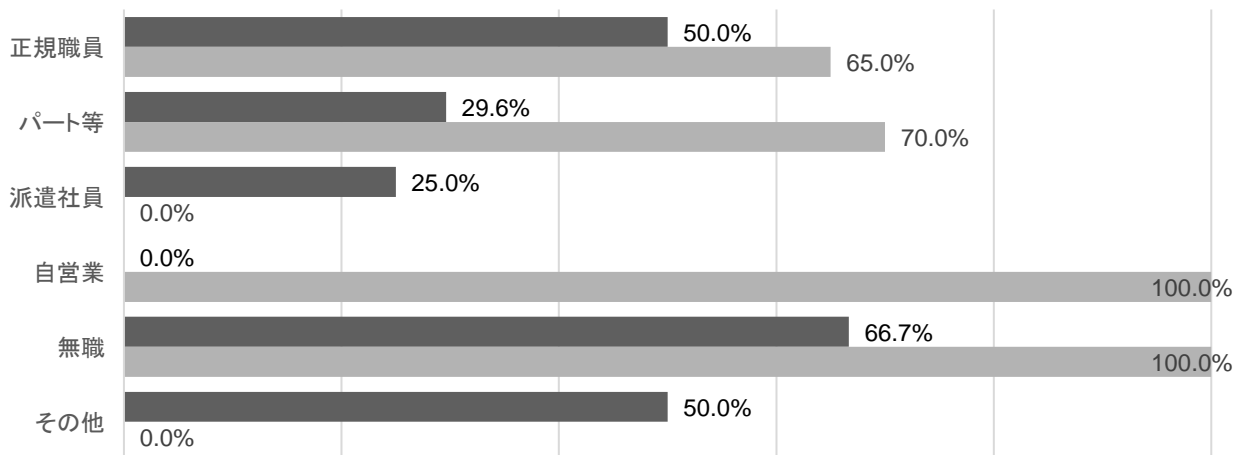
「与えている」世帯は、全世帯の52.6%、貧困世帯の37.3%、非貧困世帯の67.9%となっており、貧困世帯と非貧困世帯で30.6ポイントの差があります。



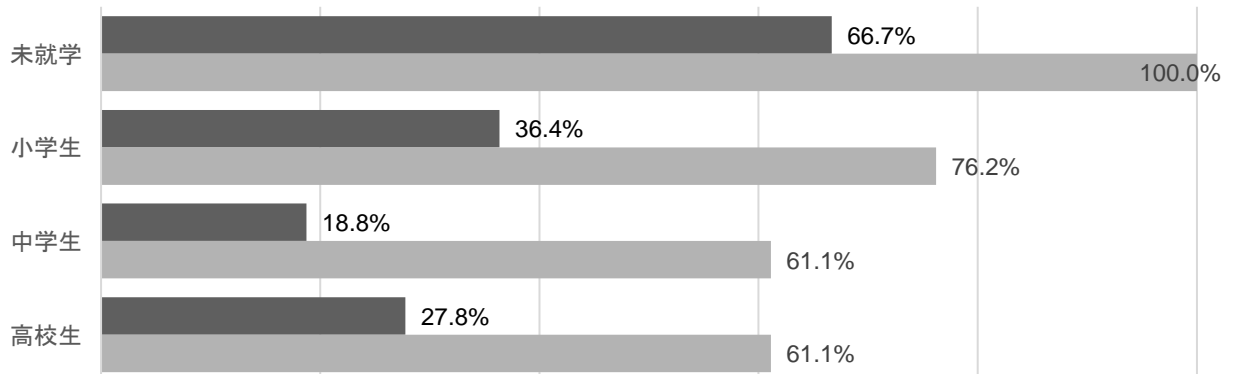
「与えている」の内訳

■ 貧困世帯 ■ 非貧困世帯

就業形態別



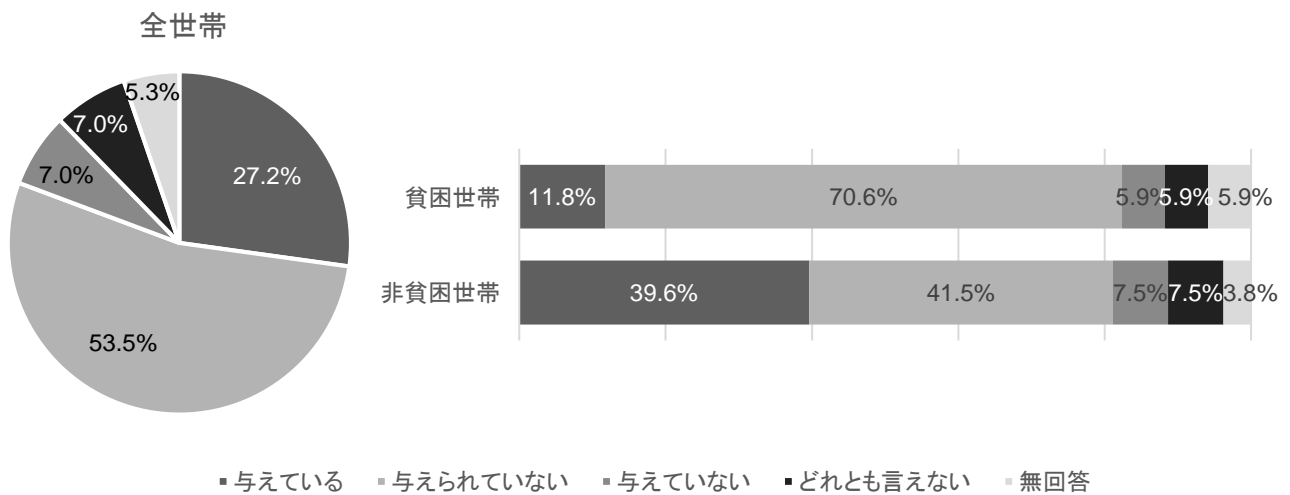
子どもの就学状況別





1泊以上の家族旅行に行くこと（年1回程度）

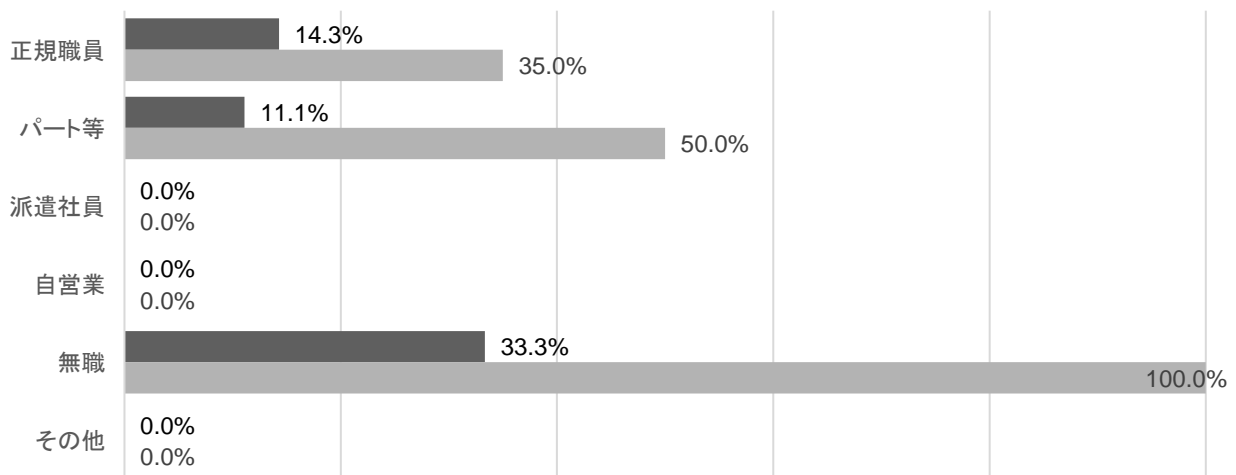
「与えている」の世帯は、全世帯の27.2%、貧困世帯の11.8%、非貧困世帯の39.6%となっており、貧困世帯と非貧困世帯で27.8ポイントの差があります。



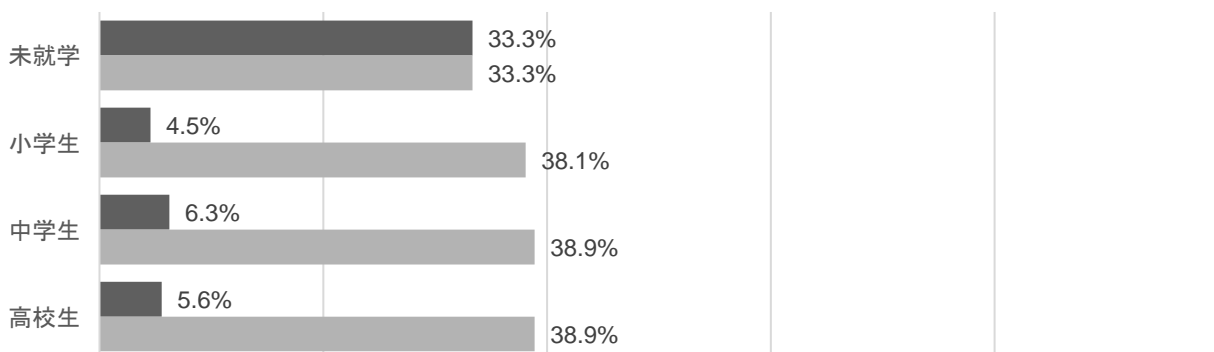
「与えている」の内訳

■ 貧困世帯 ■ 非貧困世帯

就業形態別



子どもの就学状況別



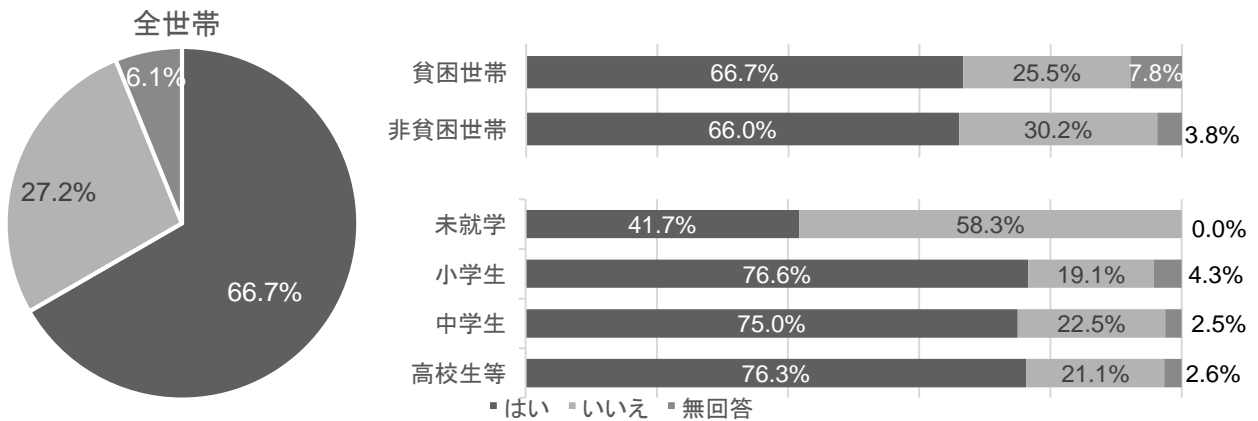
### (3) 子育てに関する困りごと

#### ① 子どもに要する経費に関する困りごと

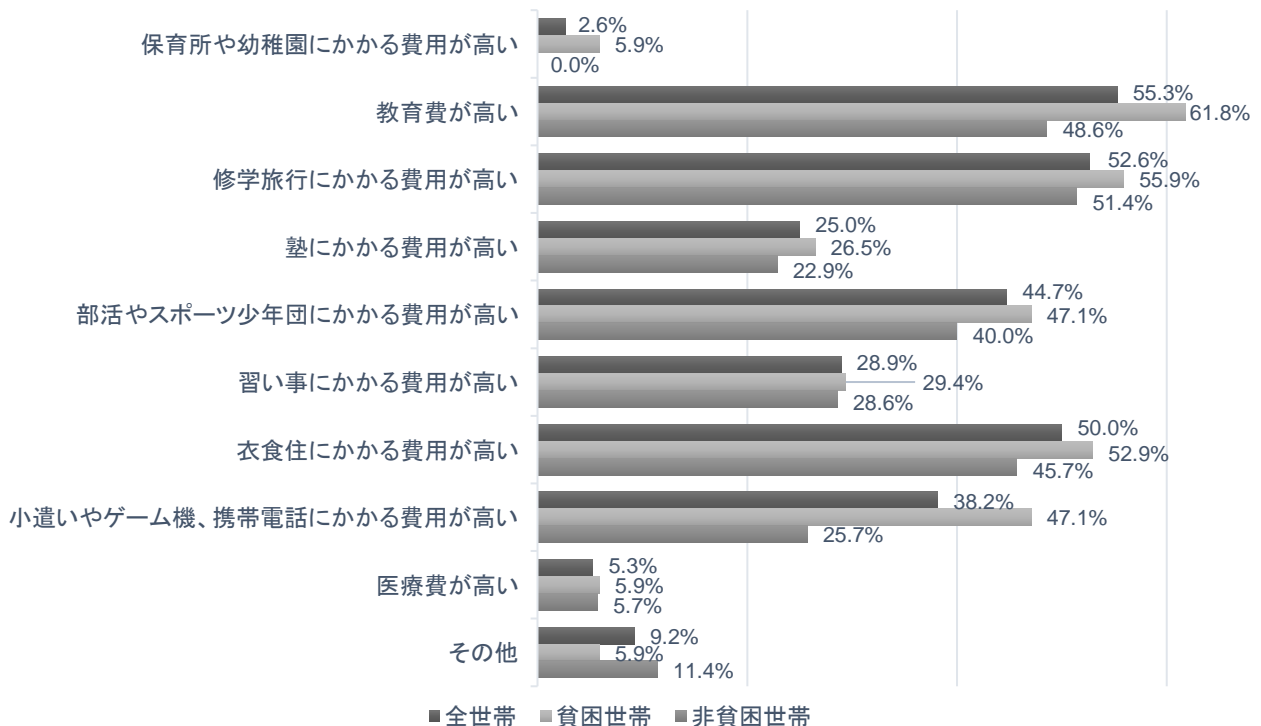
「子どもにお金がかかり困っていますか」との問いに対し、全体では66.7%が「はい」と回答しています。子どもが未就学の場合は、「いいえ」の割合が「はい」を上回っていますが、小学生以上ではどの年代も「はい」が75%を超えています。

「教育費」や「修学旅行にかかる費用」が高いと感じる割合は貧困世帯、非貧困世帯とも概ね50%を超えています。また、高校生がいる世帯の場合、中学生以下がいる世帯と比較してこれら費用が高いと感じる割合が10ポイントほど高くなっています。

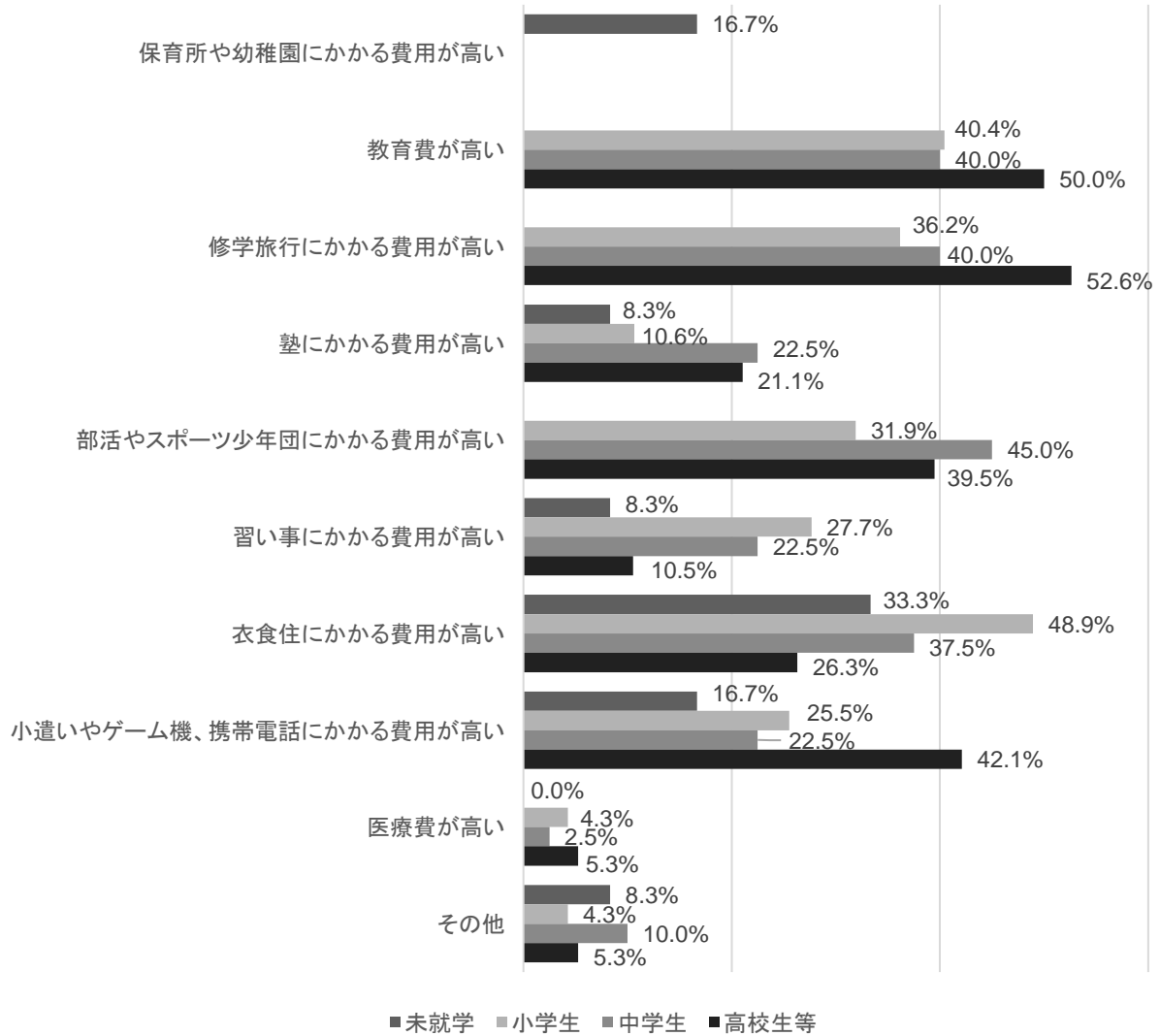
「衣食住にかかる費用」は未就学・小学生のいる世帯では、高いと感じているのが最も多いが、中学生のいる世帯では4番目、高校生等のいる世帯では5番目に多く、年代が上がるほど順位が下がっています。「医療費」が高いと感じるのは、貧困・非貧困の区分や子どもの年代を問わず6%以下となっています。



#### 「困りごと」の内容



### 子どもの就学状況別

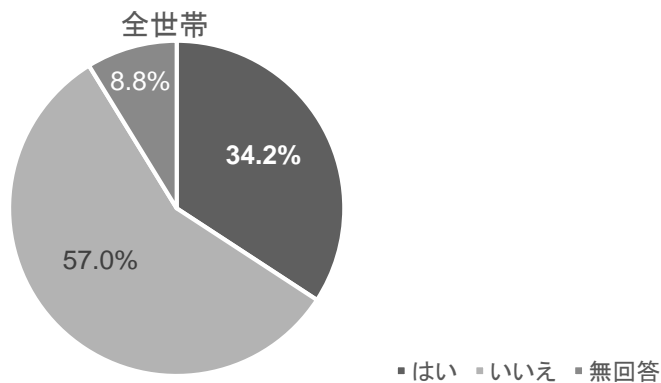


## 子どもの人付き合いに関する心配ごと

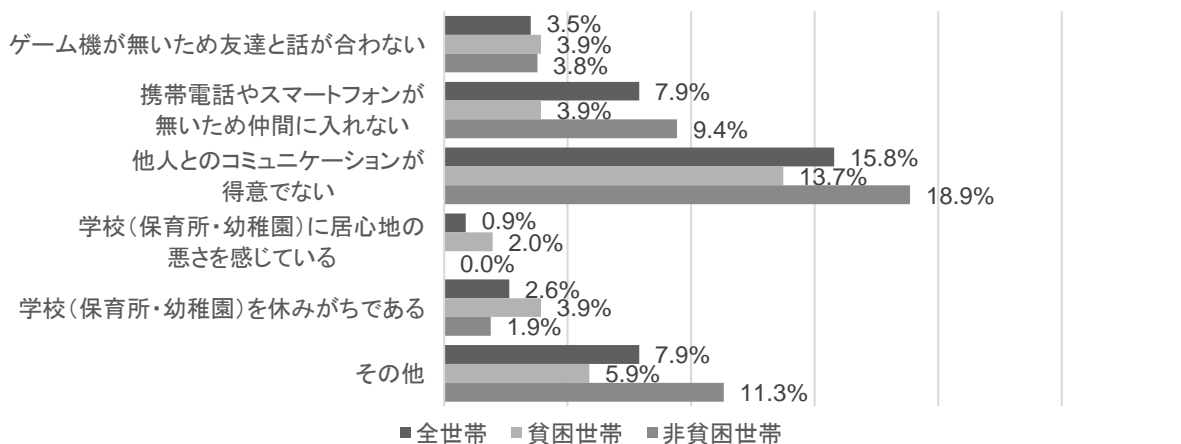
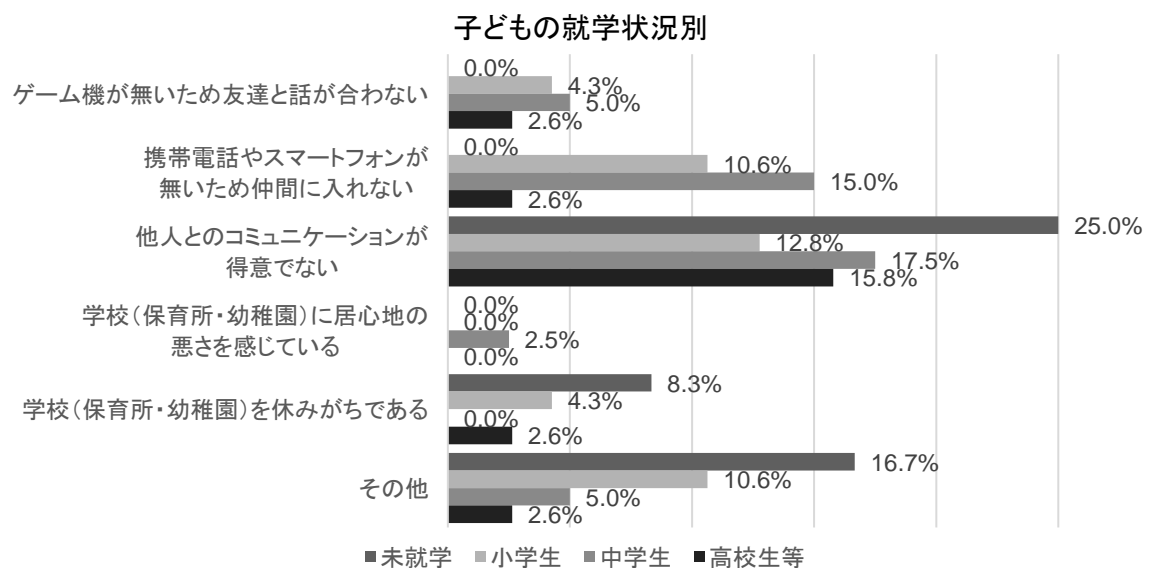
「子どもの人付き合いが心配ですか」との問いに対し、全世帯のうち「はい」と答えた世帯は34.2%、「いいえ」と答えた世帯は57.0%となっています。

子どもの年代別にみると「はい」と答えた割合は、子どもの年代が上がるにつれ少なくなる傾向があります。

その他の悩みとしては、「子どもの性格、病気」、「SNS（ソーシャルネットワークサービス）の使い方」などがありました。



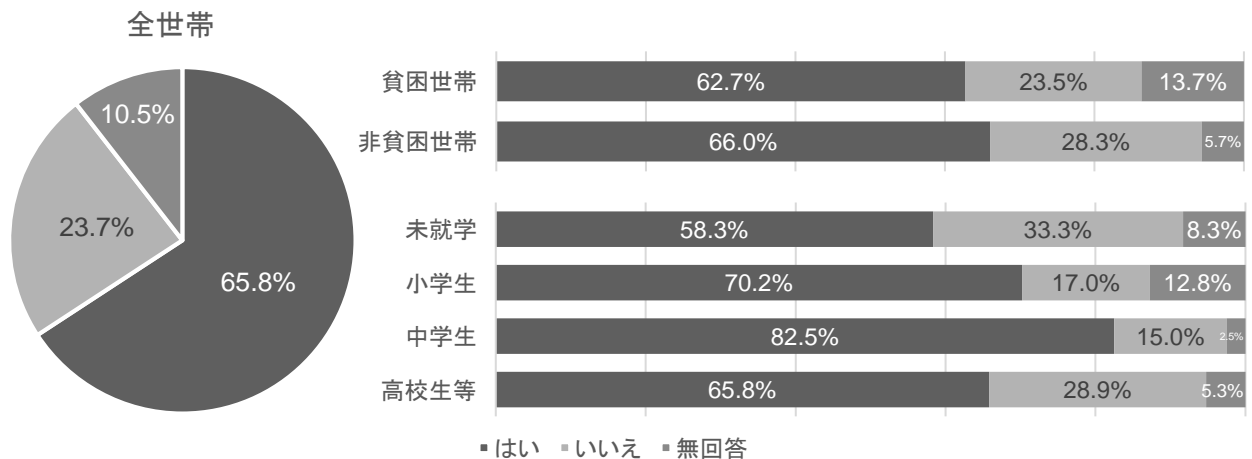
## 「心配ごと」の内容



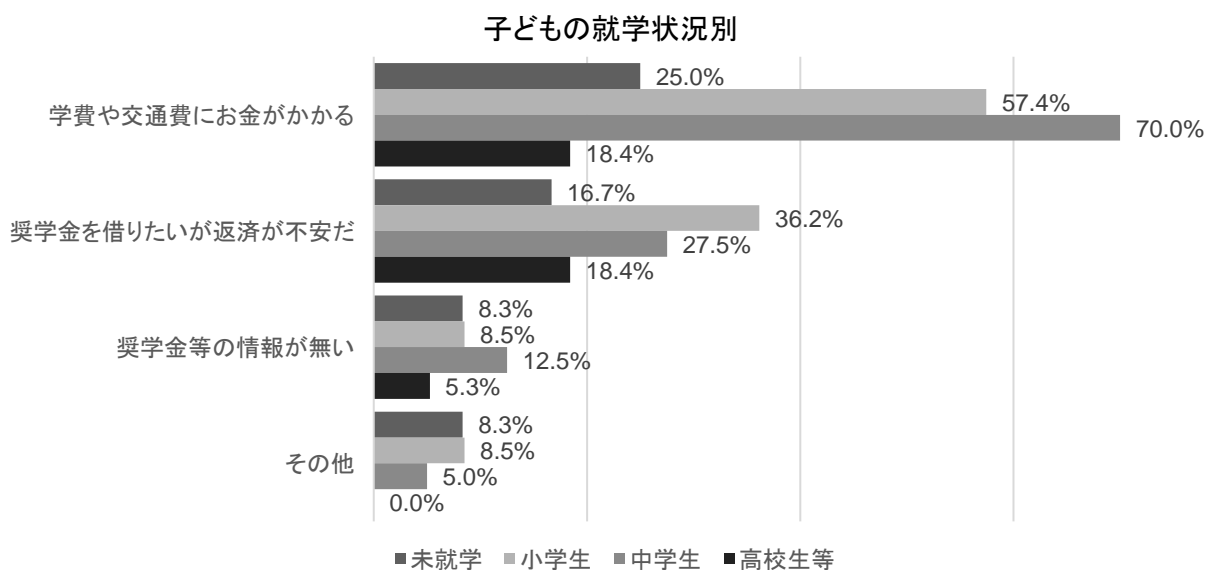
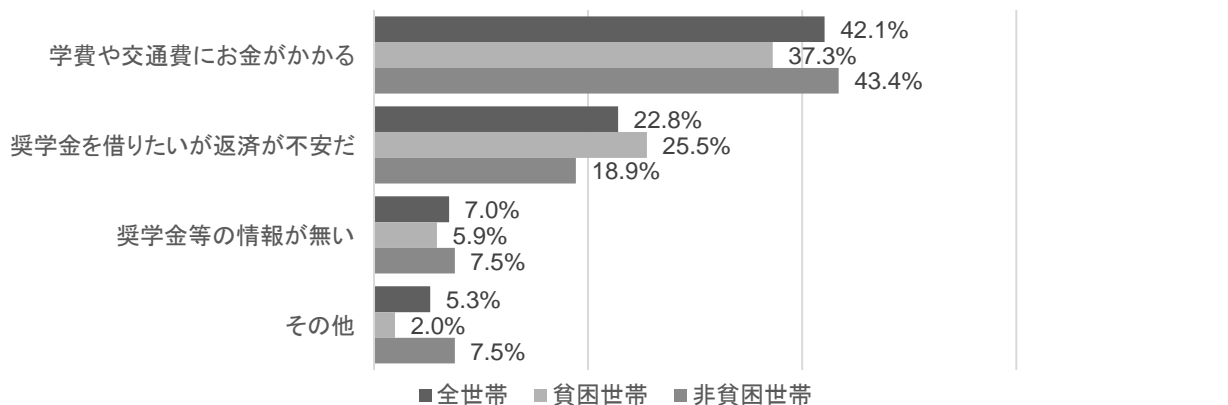
## 子どもの進学に関する心配ごと

「子どもの進学が心配ですか」の問いに対して「はい」と答えた世帯は、全世帯の65.8%で、貧困世帯と非貧困世帯の間に大きな差はありません。

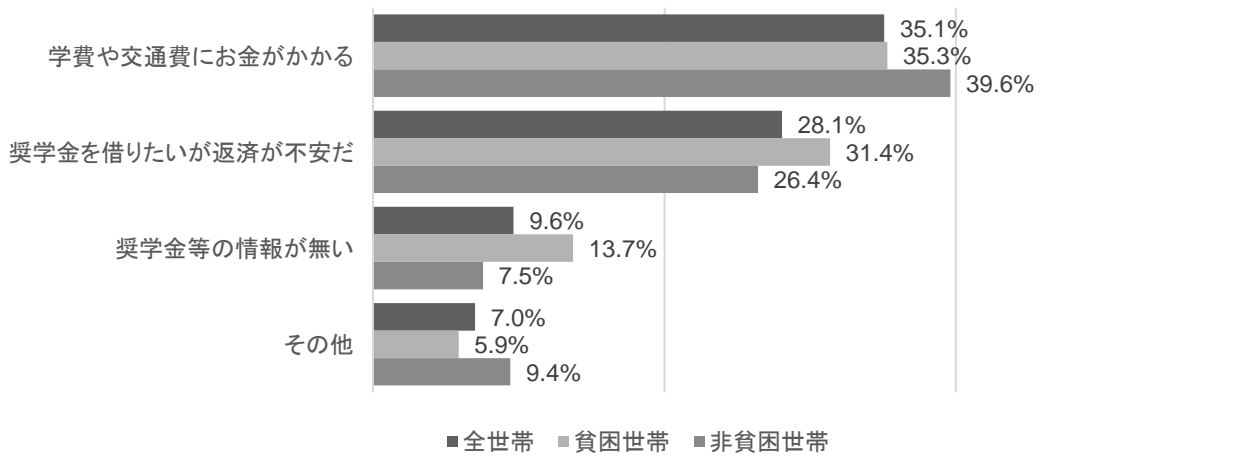
心配なことの内容は、高校進学時及び大学進学時ともに「学費や交通費などにお金がかかる」が最も多く、次いで「奨学金を借りたいが返済が不安」となっています。



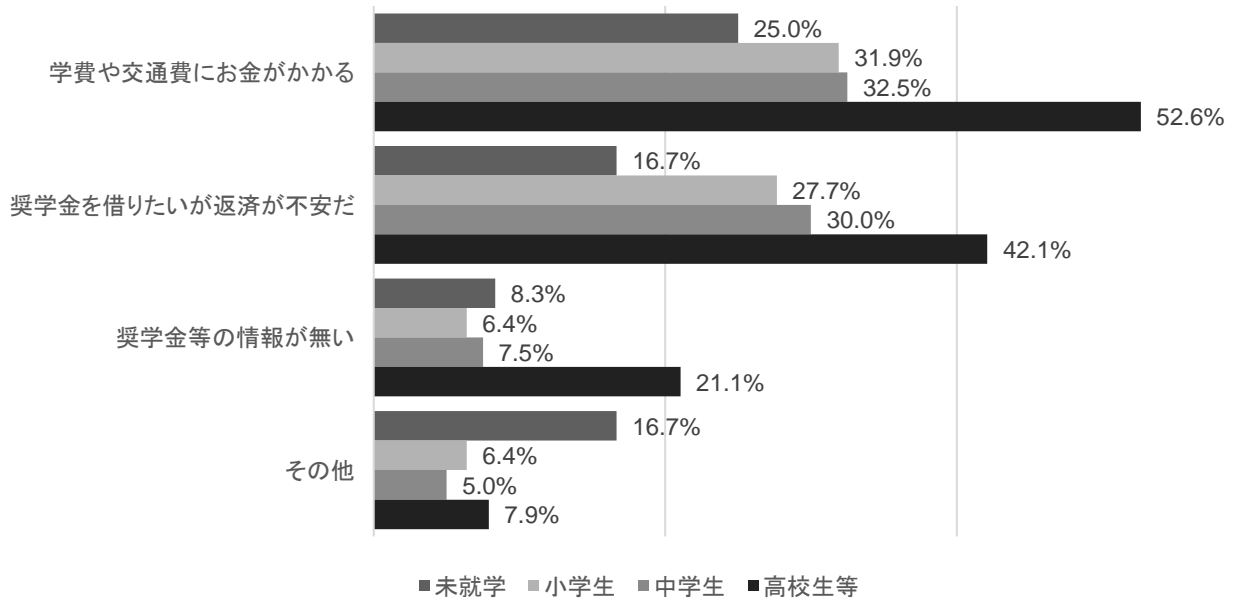
## 「心配ごと」の内容（高校進学時）



「心配ごと」の内容（大学進学時）



子どもの就学状況別



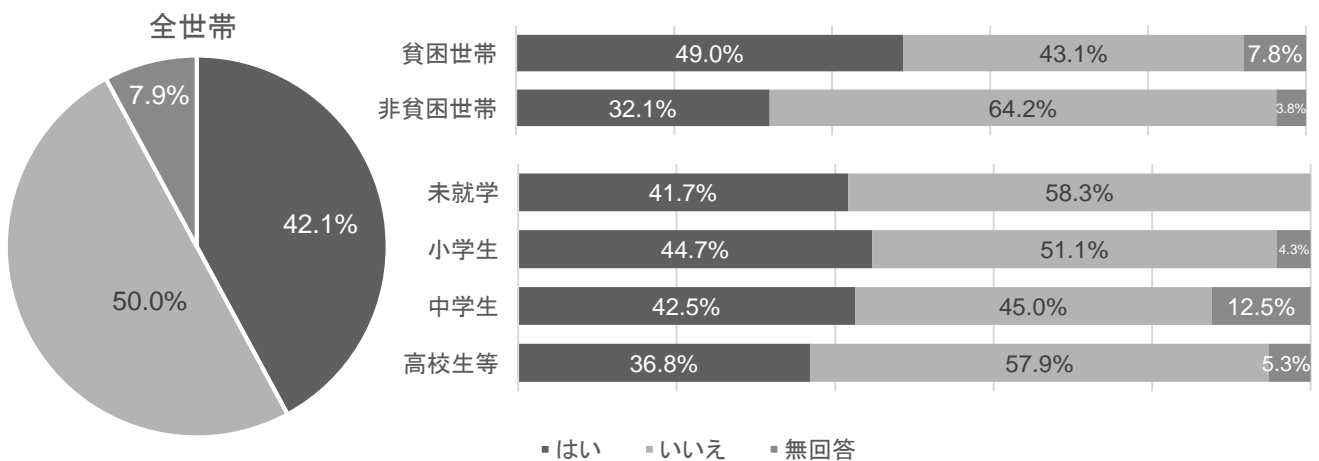
#### (4) 親の悩みに関する事項

##### 就労に関する悩みごと

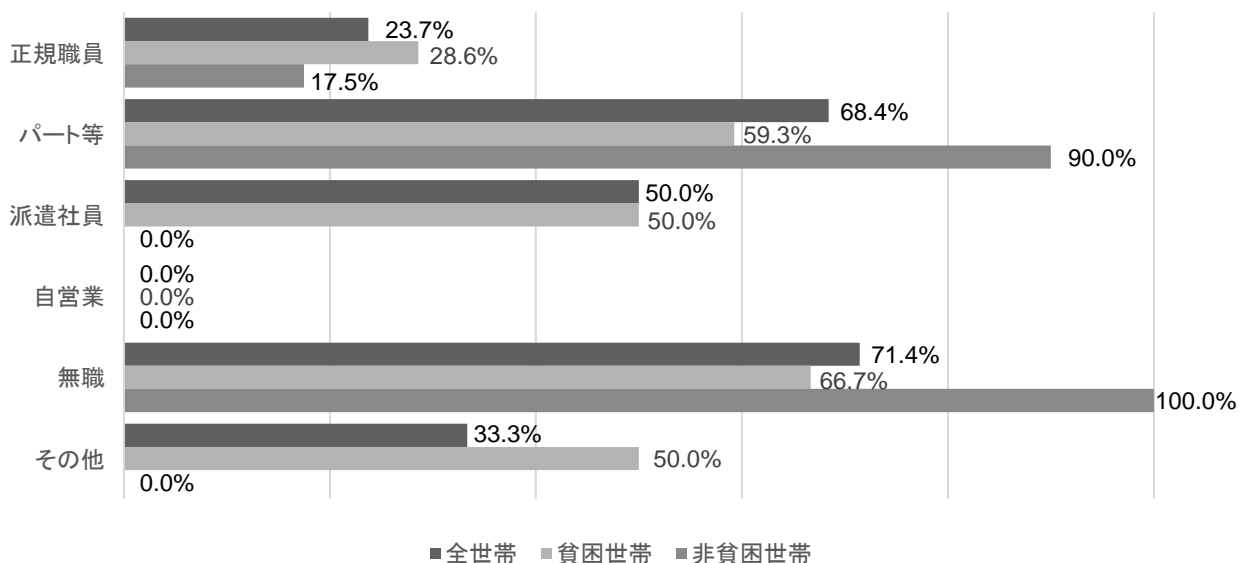
「働きたい・今より高収入の仕事に就きたくてもできずにいますか」の問いに対して「はい」と答えた世帯は全世帯の42.1%で、貧困世帯では49.0%で非貧困世帯では32.1%となっています。全体の就労形態別では、「パート等」(68.4%)、「派遣社員」(50%)、「無職」(71.4%)で「はい」が50%を超えています。

「はい」と答えた世帯のうちできない理由(複数回答)は、「希望する仕事に必要な資格や技術がない」(17.5%)、「子どもの面倒を見てくれるや場所がないため残業できない」(15.8%)、「フルタイム勤務の仕事が見つからない」と「その他」(いずれも11.4%)の順となっています。「健康上の理由で働くことが難しい」と答えた無職世帯は71.4%となっています。

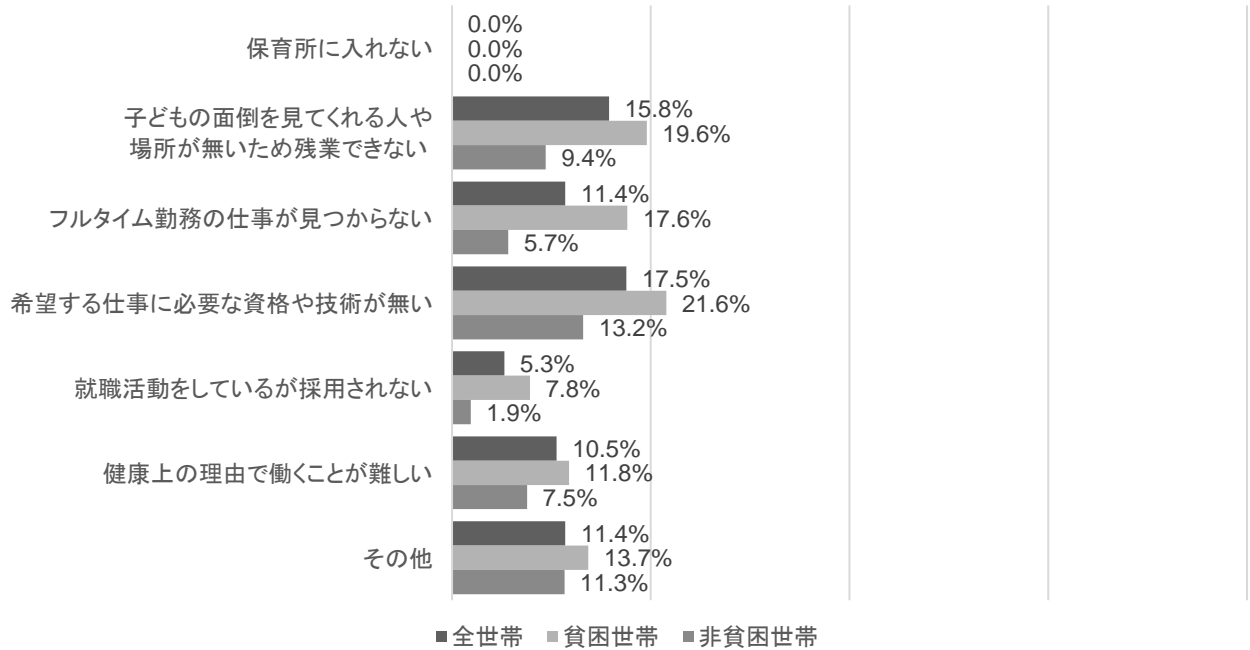
「その他」の回答としては、「子どもの送迎ができない」、「自分の年齢でもつける仕事が無い」、「賃金が低いが福利厚生や休暇の取りやすさから転職できない」などがありました。



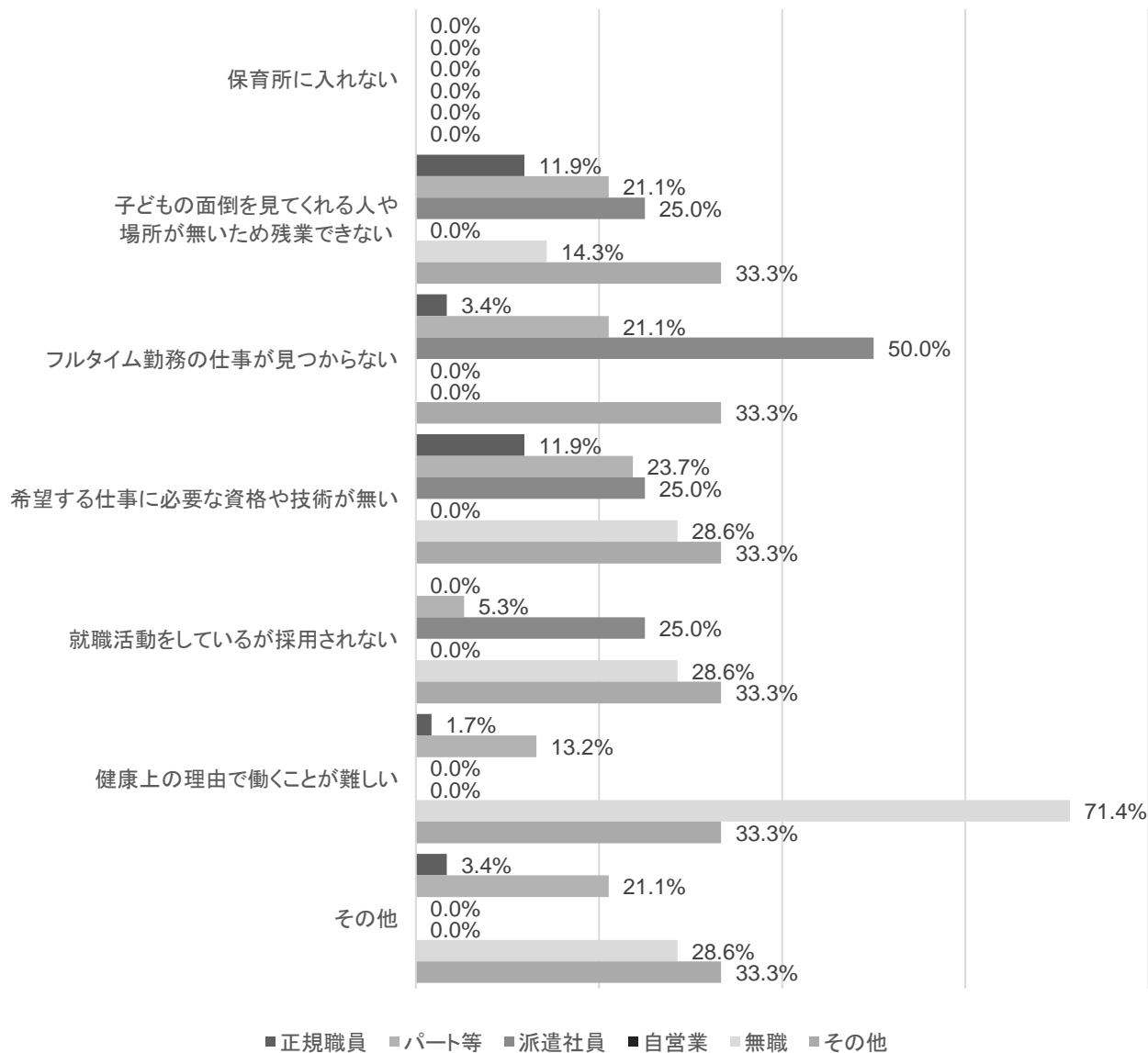
##### 就労形態別(「はい」と答えた人)



「できない理由」



就業形態別

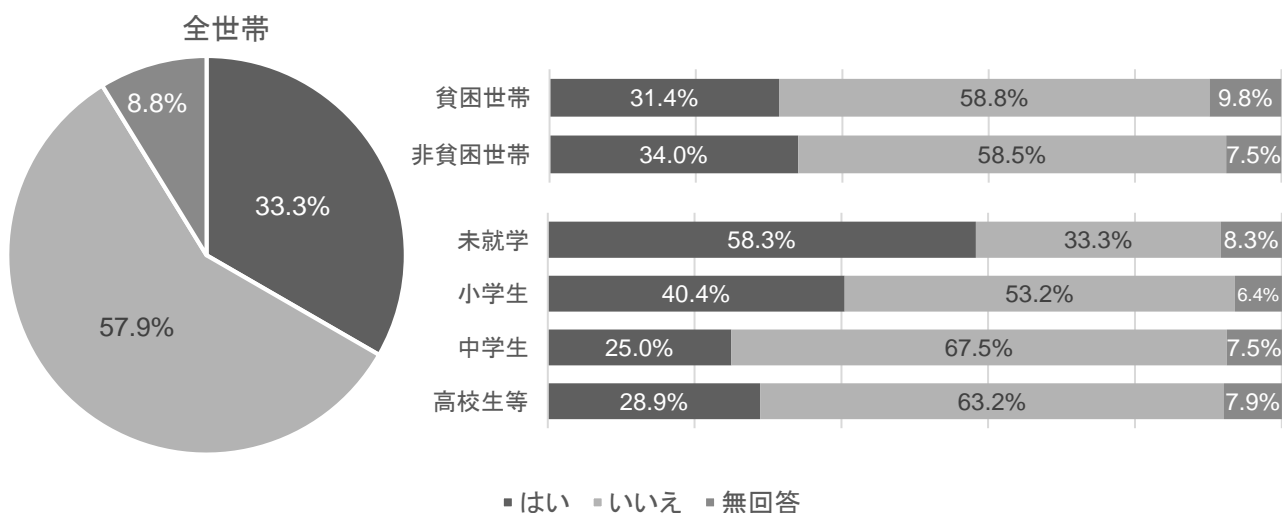




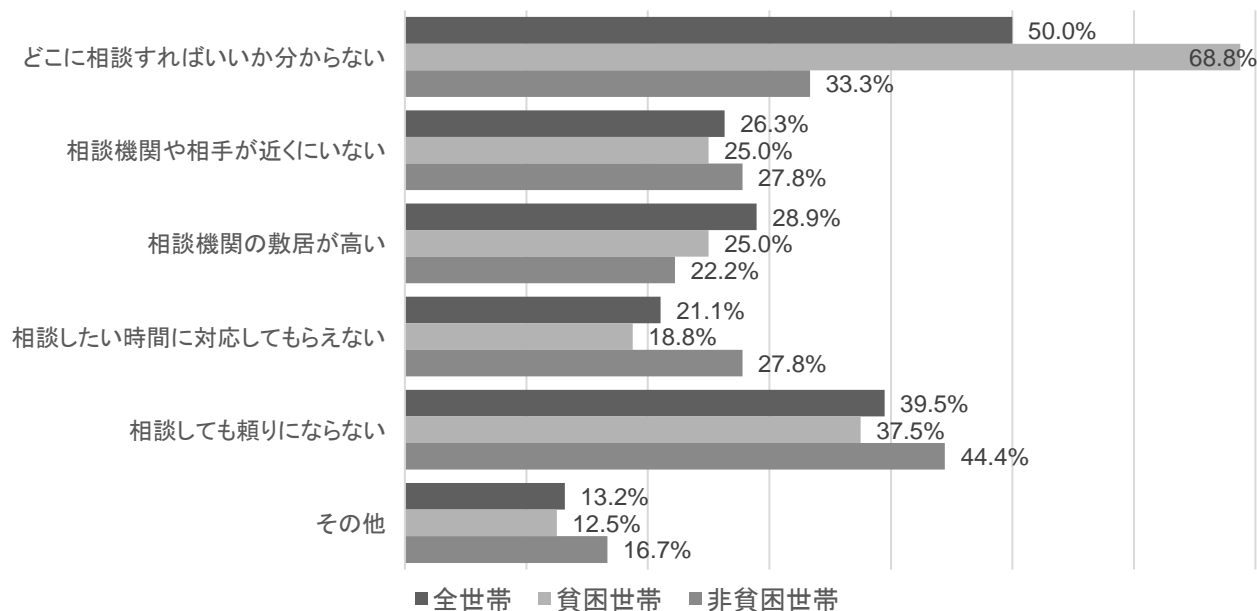
## 相談環境に関すること

「いろいろ相談したいと思っても、できずにいますか」との問いに対し「はい」と答えた世帯は、全世帯の33.3%であり、貧困世帯（31.4%）と非貧困世帯（34%）で大きな差は見られません。

「はい」と答えた世帯のうち、できない理由（複数回答）は、「どこに相談すればいいかわからない」（50%）が最も多く、次いで「相談しても頼りにならない」（39.5%）、「相談機関の敷居が高い」（28.9%）となっています。



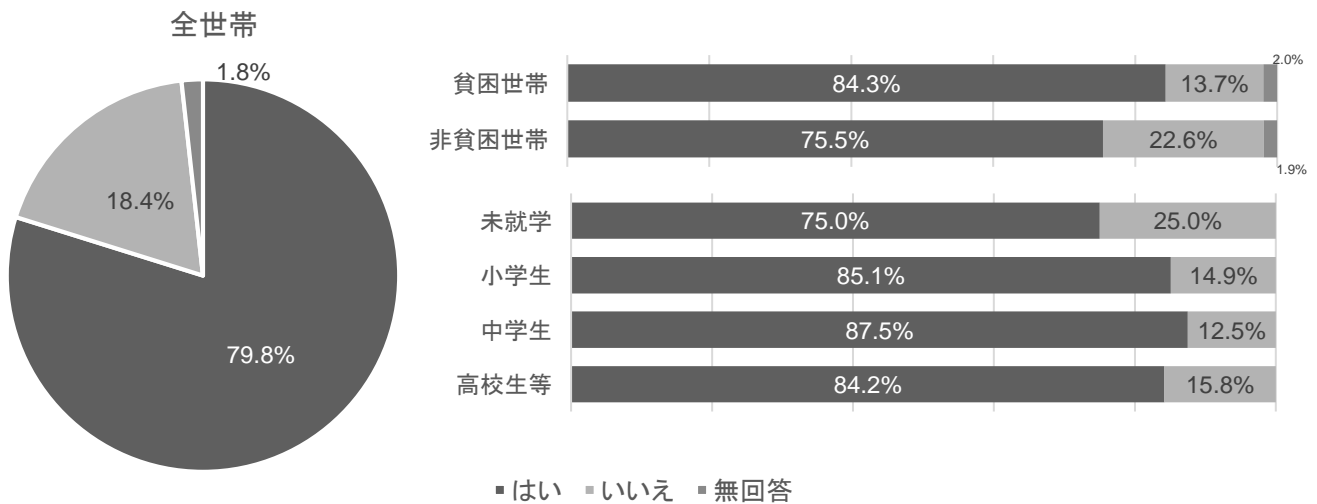
## 「できない理由」



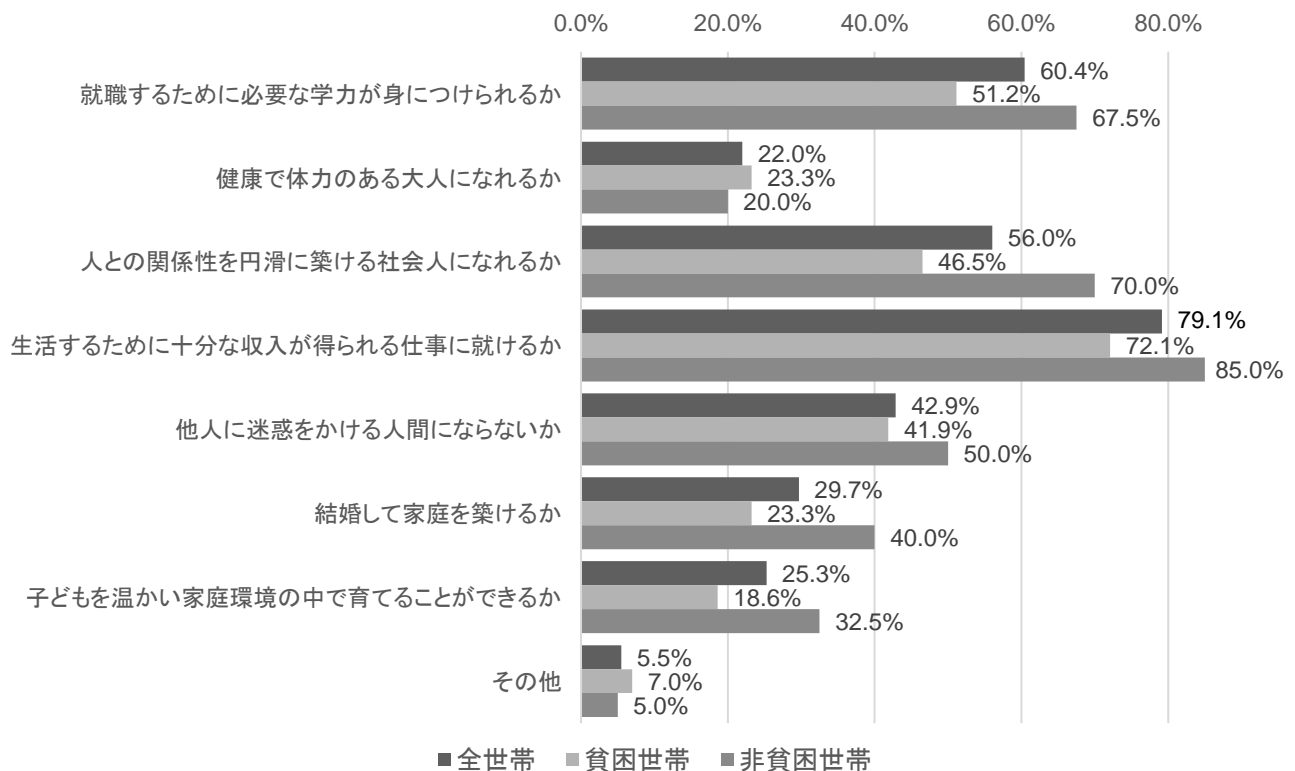
## 子どもの将来に関する心配ごとについて

「子どもが大人になるうえで、心配に思うことはありますか」の問いに対して、「はい」と答えた世帯は全世帯の79.8%で、貧困世帯では84.3%、非貧困世帯では75.5%となっています。

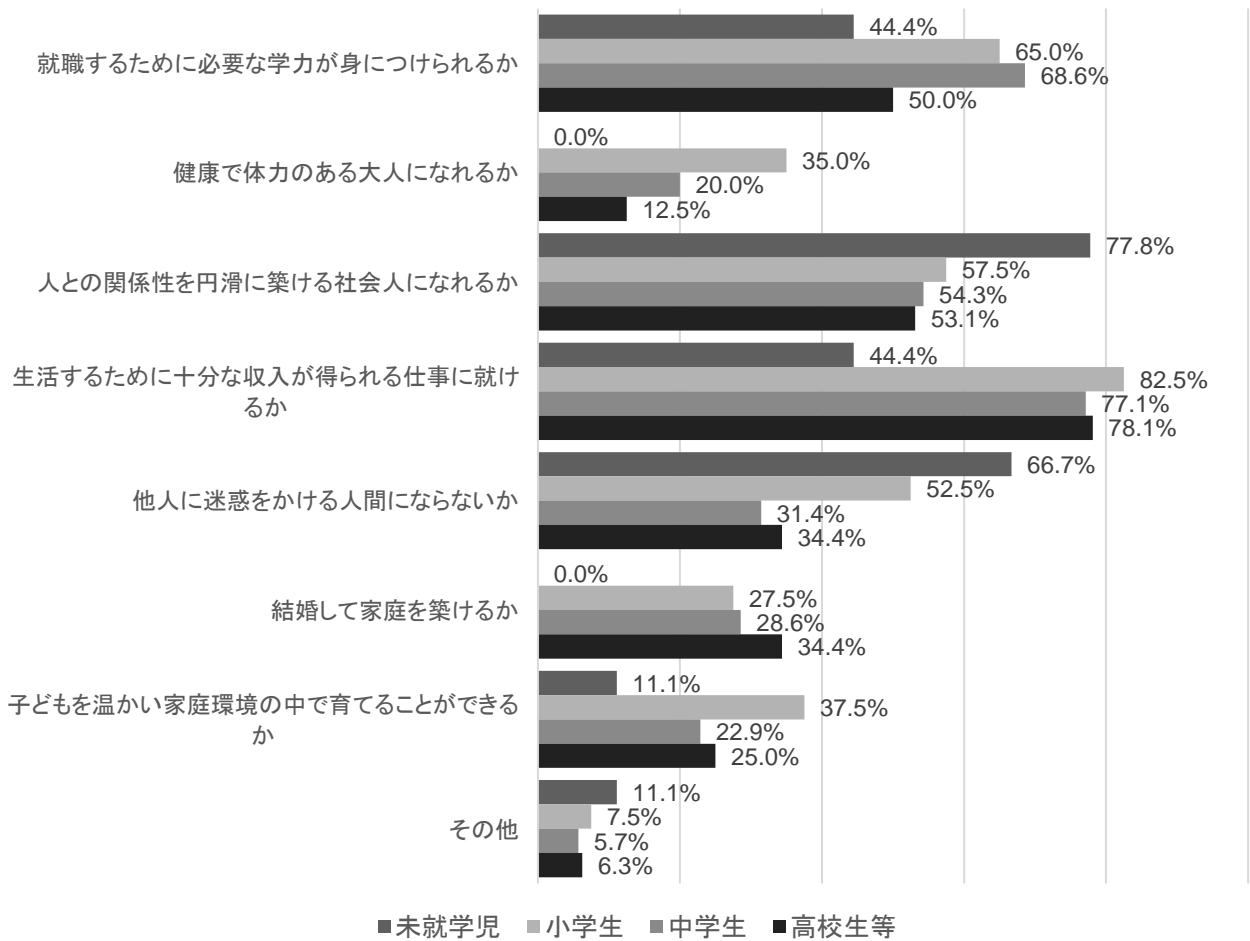
心配なことの内容（複数回答）は、「生活するために十分な収入が得られる仕事に就けるか」（79.1%）が最も多く、次いで「就職するために必要な学力が身につけられるか」（60.4%）、「人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか」（56.0%）となっています。



## 「心配ごと」の内容



### 子どもの就学状況別



## (5) 分析と課題

### ①教育の支援

・子育てにおいては、貧困世帯では教育費が高いと感じている人が6割を超えている状況にあります。また、教育に関する事項（高校・大学・塾）について「与えられていない」と回答した割合が貧困世帯で高くなっています。



・教育の負担を感じている貧困世帯が多いことから生まれ育った環境に左右されることなく、学習機会の確保と支援体制の充実を図る必要があります。

### ②生活の支援

・経済的に厳しい状況に置かれることが懸念される「ひとり親家庭」については、母子世帯が9割を超えておりうち5割が貧困世帯となっています。



・母子世帯の半数が貧困世帯であることから、貧困の連鎖することがないように生活向上のための支援が必要です。

### ③就労の支援・経済的な支援

・平均年収について、非貧困世帯の374万円に対し貧困世帯は170万円と半分以下の収入となっており、アンケート結果からも貧困世帯においては、収入に対する実感として7割以上が足りていないと感じている状況です。また、今より高収入の仕事に就きたいと考えている世帯が貧困世帯で5割近くある状況です。



・収入において7割以上が足りていないと感じていることから、収入の増加を図るため各機関と連携し就労支援の強化を図る必要があるとともに、医療費の助成等生活基盤の安定のため経済的支援も同時に行っていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

「第2次にかほ市総合発展計画」（2017年～2026年）では、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち にかほ」を基本理念とし、7つの基本方針を示しております。その中の「子育てしやすいまち」における基本方針として、少子化対策と子育て支援の方針として、若い世代が、自分たちの夢を叶えるため、結婚し、安心してのびのびと子育てできる環境整備と自然や歴史など恵まれた環境を活かし、広い視野から豊かな発想を育む教育を推進するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境整備への取り組みを掲げています。本計画はこれらの課題に対応した取り組みに沿った計画となります。

秋田県においては、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現」を目指し、子どもの貧困対策の推進方針を掲げており、本計画も県の計画と整合性を図りながら推進していくものとなっております。

本計画は、「第2次にかほ市総合発展計画」で示された方針に対応するために、「貧困を背景とした親から子への負の社会的相続を補完し、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障することで、それぞれの生き方を選択、実現できるよう支援していくまち」を基本理念とします。

### 2. 計画の目指す方向

- (1) 社会的相続の補完（貧困の連鎖解消、教育支援）
- (2) 子育て家庭へのアプローチ（子育て包括センター）
- (3) 自助・公助・共助

### 3. 計画実現に向けて取り組む重点項目

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的な支援

#### 4. 施策体系

##### 秋田県の施策体系

##### (1) 教育の支援

施策	具体的な取り組み	市の取り組み
①学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の推進		
ア 学校教育による学力保障	・ 少人数学習推進事業	実施
イ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携	・ スクールカウンセラーの配置	実施
	・ 心の教室相談員の配置（終了）	
	・ 広域カウンセラーの配置	
	・ スクールソーシャルワーカーの配置	
ウ 高等学校等における就学継続のための支援	・ 公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業	
	・ 高校生学校生活サポート事業	
②貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上		
幼児教育の無償化等	・ 子どものための教育・保育給付支援事業	実施
	・ 地域子ども・子育て支援事業	実施
	・ 私立幼稚園運営費補助金	実施
	・ 認定こども園拡充事業	実施
	・ 認定こども園施設整備事業	実施
	・ 私立幼稚園整備費補助金	実施
③就学支援の推進		
ア 義務教育段階の就学支援	・ 要保護・準要保護児童生徒の就学援助（市町村実施事業）	実施
	・ スクールソーシャルワーカーの配置	
イ 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減	・ 公立高等学校等就学支援費、私立高等学校就学支援事業	
	・ 高校生等奨学給付金	
	・ 育英事業助成費（高校分）	
	・ 私立学校授業料軽減補助	
	・ 市立学校入学料軽減補助	
ウ 特別支援教育に関する支援	・ 特別支援教育就学奨励金	

施策	具体的な取り組み	市の取り組み
④大学等進学に対する教育機会の提供		
ア 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援	・育英事業助成費（大学分） ・生活保護世帯への進学準備給付金の支給	
イ 大学生・専門学生等に対する経済的支援	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	実施
	・生活福祉資金貸付事業	
	・子どものための自立支援資金貸付事業	
⑤生活困窮世帯等への学習支援		
	・放課後子ども教室	実施
	・学校支援地域本部	
	・わくわく土曜教室	
	・地域未来塾	
	・生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）	

## （２）生活の支援

施策	具体的な取り組み	市の取り組み
①保護者の生活支援		
ア 保護者の自立支援	・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	
	・母子家庭等日常生活支援事業	実施
イ 保育等の確保	・地域子ども・子育て支援事業	実施
	・すこやか子育て支援事業	実施
	・すこやか療育支援事業	実施
ウ 母子生活支援施設等の活用	・母子生活支援施設入所費	実施
②子どもの生活支援		
ア 児童養護施設等の退所児童等の支援	・身元保証人確保対策事業	
	・子どものための自立支援資金貸付事業	
イ 食育の推進に関する支援	・みんなで創ろう「食の国あきた」推進事業	

施策	具体的な取り組み	市の取り組み
③子どもの就労支援		
ア ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	・キャリア応援事業 ・身元保証人確保対策事業	
イ 親の支援のない子ども等への就労支援	・キャリア応援事業	
ウ 定時制高校に通学する子どもの支援	・定通教育補助事業 ・高等学校定時制課程夜食費補助	
エ 高校中退者等への就労支援	・キャリア応援事業 ・地域若者サポートステーション事業	
④支援する人員の確保		
ア 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	・社会的養護推進事業	
イ 相談職員の資質向上	・母子家庭等就業・自立支援事業	実施
⑤その他の生活支援		
ア 妊娠期からの切れ目ない支援等	・妊娠・出産への健康づくり支援事業 ・子育て世代包括支援センター	
イ 住宅支援	・生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給） ・ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	実施 実施

(3) 保護者に対する就労の支援

施策	具体的な取り組み	市の取り組み
親の就労支援、学び直し、就労機会の確保		
ア 親の就労支援	・キャリア応援事業 ・高等職業訓練促進給付金事業 ・生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） ・子どものための自立支援資金貸付事業 ・地域若者サポートステーション事業	実施 実施
イ 親の学び直しの支援	・就業能力向上支援事業 ・自立支援教育訓練給付金事業	実施
ウ 就労機会の確保	・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	



(4) 経済的支援

施策	具体的な取り組み	市の取組み
母子父子寡婦福祉資金の貸付など		
ア 母子父子寡婦福祉資金等の貸付	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	実施
	・生活福祉資金貸付事業	実施
イ 養育費の確保に関する支援	・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	
ウ 児童扶養手当の支給	・児童扶養手当の支給	実施
エ 生活保護による扶助	・生活保護	実施

にかほ市の施策体系

目指す方向	重点項目	施策
1. 社会的相続の補完 (貧困の連鎖解消、教育支援)	(1) 教育の支援	①学校をプラットフォームとした総合的な支援
		②幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
		③就学支援の推進
		④生活困窮世帯等への学習支援
2. 子育て家庭へのアプローチ	(2) 生活の支援	①保護者の生活支援
		②子育てに関わる支援
		③その他生活支援
3. 自助・公助・共助	(3) 保護者に対する就労の支援	①就労に関する相談・情報交換
		②資格・技能取得に向けた支援
		③その他就労支援
	(4) 経済的な支援	①各種手当等の支給
		②資金の貸付等

## 第4章 施策の展開

### 重点項目（1）教育の支援

施策	取り組み	にかほ市の取り組み内容
①学校をプラットフォームとした総合的な支援	ア 小人数学習推進事業	県からの教員の派遣のほか、市で独自に非常勤講師を配置し、きめ細かな学習指導を行っています。
	イ スクールカウンセラーの配置	市内の3中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの悩みや相談に対応しています。
	ウ 生活・学習サポート支援員の配置	市内の小・中学校7校に28人の生活・学習サポート支援員を配置し、身の回りの生理整頓や学習環境づくり等のサポートを行います。
	エ 夏休み学習会の実施	小・中学生を対象とした学習会を、夏休みに開催します。
	オ 夏休み理科自由研究講座	自由研究の進め方についての指導を行います。
②幼児教育の負担軽減の推進及び幼児教育の質の向上	ア 子どものための教育・保育給付支援事業	子ども・子育て支援制度の施設型給付費に係る費用を一部負担します。
	イ 地域子ども・子育て支援事業	子育て世代の親が安心して子育てと仕事を両立できるよう延長保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の実施により支援していきます。
③就学支援の推進	ア 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るために無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。
	イ 就学援助	経済的な理由により、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助しています。
	ウ 特別支援教育就労奨励費	特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を援助しています。
	エ 教育支援委員会	市関係者、各園関係者、医師、臨床心理士、民生児童委員、専門機関職員が出席し、就学に関する協議を実施しま

		す。
	オ 園訪問の実施	学校教育課担当者による園訪問を行い情報交換をします。
	カ 奨学金貸与	高校・大学等に進学するための奨学資金を無利子で貸付をします。
	キ 奨学金返還助成	市内に定住、又は市内に転入し就職している方に奨学金返還の助成をします。
④生活困窮世帯等への学習支援	ア 放課後子ども教室	放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、子どもの居場所を設け学習・スポーツ等を提供します。
	イ 居場所の確保	社会的相続を補完するため低年齢層の児童を対象に学校でも家庭でもない第三の居場所の確保に努めます。

## 重点項目（２）生活の支援

施策	取り組み	にかほ市の取り組み内容
①保護者の生活支援	ア 母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等の親が修学あるいは病気などのため一時的に生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員の派遣を行っています。
	イ 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金の支給）	離職により住居を失った方又は喪失するおそれのある方に対し、安定して求職活動ができるよう、家賃相当額を給付します。
	ウ ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業及び住宅の支援	ひとり親家庭等の親が住宅の整備を必要とし、自力で整備するのが困難な人に対し、貸付を行います。
	オ 母子生活支援施設入所費	金銭的な問題や住居の問題を抱える母子家庭の親が、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設の措置費を市で一部負担しています。
	カ 福祉医療制度（マル福）	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭の親に対し、医療費の助成実施に向けて取り組んでいきます。

②子育てに関わる支援	ア 地域子ども子育て支援事業	子育て世代の親が安心して子育てと仕事を両立できるよう延長保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の実施により支援していきます。
	イ すこやか子育て支援事業	秋田県で実施している保育料の助成制度に市では一定の所得制限のもと、独自に上乘せ助成し、一律1/2の助成を行っています。
③その他生活支援	ア すこやか療育支援事業	障害児通所支援給付の児童発達支援又は医療型児童発達支援の利用者に対し、利用者負担などの半額を助成しています。
	イ 母子家庭等就業・自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、生活相談のほか、各種支援制度の情報の提供、ひとり親家庭就業・自立支援センターやハローワークと連携し、就業支援を行います。
	ウ 居場所の確保（再掲）	社会的相続を補完するため低年齢層の児童を対象に学校でも家庭でもない第三の居場所の確保に努めます。
	エ キャリア教育事業（職場体験・学習補助）	中学二年生に対して、職場体験へ参加するための交通費を補助しています。
	オ 企業とのふれあい事業	中学生に対して、各企業の就職説明を行います。また、対象企業への呼びかけ等コーディネートも行います。

### 重点項目（３）保護者に対する就労の支援

施策	取り組み	にかほ市の取り組み内容
①就労に関する相談 情報提供	母子家庭等就業・自立支援 事業（再掲）	母子・父子自立支援員を配置し、生活 相談のほか、各種支援制度の情報の提 供、ひとり親家庭就業・自立支援セン ターやハローワークと連携し、就業支 援を行います。
②資格・技能取得に向 けた支援	ア 高等職業訓練促進給付金事 業	ひとり親家庭の親が就職に有利な資格 を取得するために、一定期間以上、養 成期間等で修業する場合に経済的支援 を行います。
	イ 自立支援教育訓練給付金事 業	ひとり親家庭の親が指定教育講座や就 労に結びつく可能性の高い講座等を受 講した場合、受講料の一部を助成しま す。
③その他就労支援	ア ひとり親就職者雇用促進事 業	ひとり親が就労した企業に対し助成を 行います。
	イ 生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	就労が困難な方に対し、就労する準備 としての基礎能力の形成を図るため、 計画的な支援を行います。

### 重点項目（４）経済的な支援

施策	取り組み	にかほ市の取り組み内容
①各種手当等の支給	ア 児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定とともに 自立を促し、児童福祉の増進を図るこ とを目的として支給します。
	イ 生活保護	国が国民に対し健康で文化的な最低限 度の生活を保障し、困窮する生活を支 援し、自立した生活への復帰をお手伝 いすることを目的とし生活保護費を支 給します。
②資金の貸付等	母子父子寡婦福祉資金貸付 事業（再掲）	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安 定、子どもの福祉向上を図るために無 利子又は低利子で各種資金の貸付行 います。



## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

貧困を背景とした負の社会的相続を補完し、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障することで、夢と希望をもって成長できるよう国や県、地域との連携を図ります。また、日々変化する多様な問題をいち早く把握し、適切な支援へ結びつくよう体制を整え本計画を推進していきます。

### 2. 計画の進捗管理

本計画は、にかほ市の子どもの貧困対策全体に必要な取り組みに向けて推進されるものであり、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携するとともに、推進状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくために、PDCAサイクルを導入します。

#### PDCAサイクルとは

○さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

子どもの貧困対策推進計画におけるPDCAサイクルのイメージ

